

川西市 人権行政推進プラン (第4次改定版)(素案)

～だれもが幸せを感じるまちをめざして～

※第3次改定版から追加・修正した箇所を赤字、削除を二重線で記載しています。

令和7(2025)年3月
川西市

人権擁護都市宣言

人は生まれながらにして自由かつ平等であり、人間として生きる権利を有しています。

私たちは、日本国憲法のもとにすべての人々が尊ばれ、基本的人権が保障される住みよい社会が一日も早く実現することをめざしてきました。

それにもかかわらず、いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。

私たちは自らの人権意識を高め、人権尊重の輪を広げていくため、ここに市民の総意のもと、川西市を「人権擁護都市」とすることを宣言します。

平成3年(1991年)2月28日

川西市

目次

はじめに

第1章 ~~人権行政推進プランについて~~ 策定にあたって

- 1 策定の背景 ~~基本理念とプラン策定の経緯~~.....
- 2 プランの位置づけと期間.....

第2章 人権尊重の理念

- ~~1 人権尊重の基本的考え方~~.....
- ~~2 人権文化を築く~~.....

第3章 人権に関する取り組みの状況

- 1 国連を中心とした人権の取り組み.....
- 2 日本における人権の取り組み.....
- 3 川西市における人権の取り組み.....
 - (1) 現状と課題について.....
 - (2) 川西市人権問題に関する市民意識調査の結果概要.....
- ~~4 人権行政推進プランの取り組みの現状と課題~~.....
 - ~~(1) 人権行政の推進体制について~~.....
 - ~~(2) 人権教育・人権啓発について~~.....
 - ~~(3) 人権相談・擁護について~~.....

第4章 人権・平和施策の推進 ~~人権文化のまちづくりの推進(人権行政の推進)~~

- 1 人権行政の推進体制.....
- 2 人権教育・人権啓発の推進.....
 - (1) 基本的な考え方.....
 - (2) 学校等における人権教育.....
 - (3) 地域社会における人権教育・人権啓発.....
 - (4) 市民との協働.....
 - (5) 行政(職員、教職員等)における人権研修.....
 - (6) 評価指標.....
- 3 人権相談・擁護.....
- 4 平和施策について ~~人権センターとしての総合センター~~.....
- 5 総合センターについて.....
- 6 人権課題への取り組み.....
 - (1) 女性の人権.....

- (2) 子どもの人権.....
- (3) 高齢者の人権.....
- (4) 障がいのある人の人権.....
- (5) 部落差別に関する人権課題.....
- (6) アイヌの人々の人権.....
- (7) 外国人の人権と多文化共生 ~~ヘイトスピーチ問題~~.....
- (8) 感染症に関する人権 ~~HIV感染者やエイズ患者の人権~~.....
- (9) 刑を終えて出所した人の人権 ~~ハンセン病患者や元患者(回復者)、家族の人権~~.....
- (10) 犯罪被害者等の人権.....
- (11) インターネット等に関する人権課題.....
- (12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権.....
- (13) 生活困窮者等の人権.....
- (14) セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の人権.....
- (15) 自死(自殺)者とその家族の人権.....
- (16) 職場等における人権課題.....
- (17) 震災等の災害に起因する人権課題.....
- (18) ~~そのほかの~~多様な人権課題.....

資料編

- *「人権に係る年表」
- *「世界人権宣言」
- *「日本国憲法」(抄)
- *「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」
- *「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消推進法)」(抄)
- *「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
(ヘイトスピーチ解消推進法)」(抄)
- *「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」
- *「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
(アイヌ施策推進法)」(抄)
- *「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律
(LGBT理解増進法)」
- *「川西市人権教育基本方針」
- *「川西市人権保育基本方針」
- *「川西市在日外国人教育指針」
- *「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」(抄)
- *「川西市公文書における性別記載欄の見直しに関する指針」
- *「川西市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」
- *「川西市多文化共生推進指針」(職員用)
- *「川西市人権施策審議会規則」
- *「審議会委員名簿」/「人権行政推進プラン(第4次改定版)」に係る策定経過/人権に関する計画等



第1章 策定にあたって人権行政推進プランについて

1 策定の背景 基本理念とプラン策定の経緯

さまざまな人権の課題が市民一人ひとりの課題として受け止められ、すべての市民がそれを理解し、課題解決に向け行動する人権尊重を基礎としたまちづくりが求められています。また、行政内部においては、人権問題が当事者や直接的な関わりのある機関・部署にとどまらず、組織全体の問題、職員一人ひとりの課題として再認識することが求められています。

日本国憲法（以下「憲法」という。）第11条では、基本的人権は侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられるものとし、第12条では、この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならないとしています。

市は、平成3（1991）年2月に宣言も行った「人権擁護都市宣言」で、「いまなお残る、さまざまな人権侵害の事実を見つめるとき、いまこそ市民一人ひとりが力を合わせ、すべての人々の人権が擁護され、だれもが誇れる明るく心豊かな川西市を築いていかなければなりません。」と示しました。~~きれいなま~~

市民一人ひとりが人権問題に関心を持ち、自分の人権と同様に他者の人権を尊重する心と姿勢を育むことができるよう、平成12（2000）年には「人権教育のための国連10年川西市行動計画」を策定し、それを継承発展させ、平成17（2005）年に「人権行政推進プラン」を策定しました。

平成22（2010）年に1回目、平成27（2015）年に2回目、令和2（2020）年には3回目の改定を行い、さまざまな取り組みを実施してきました。~~必要となります。~~

しかしながら、今なお、部落差別をはじめさまざまな人権問題があり、近年では、インターネット上の人権侵害や、性の多様性に関する問題、さらには新型コロナウイルス感染症によるさまざまな偏見、差別やジェンダー不平等、子どもの貧困や教育の問題など、その内容は複雑化かつ多様化しています。

このような状況の中、令和6（2024）年度で「川西市人権行政推進プラン（第3次改定版）」の期間が終了することから、当該プランの見直しについて諮問し、その答申を受けて、「川西市人権行政推進プラン（第4次改定版）」（以下「プラン」という。）を策定しました。

~~一人ひとりの個性やさまざまな文化の多様性を認め合い、すべての人が自らの尊厳について認識し、自己実現の権利を認め合う。そのような人権文化を市民と行政によって築いていくことを人権行政推進プラン（以下「プラン」という。）の基本理念とします。~~ 2章に理念の記載

プランの推進に当たっては、行政だけでなく市民や地域、企業、各種団体、市民グループなど、さまざまな主体が積極的かつ自主的に取り組むことが大切です。そのため、市民との協働による人権教育、人権啓発に取り組めます。

◆本プランに関する経過等

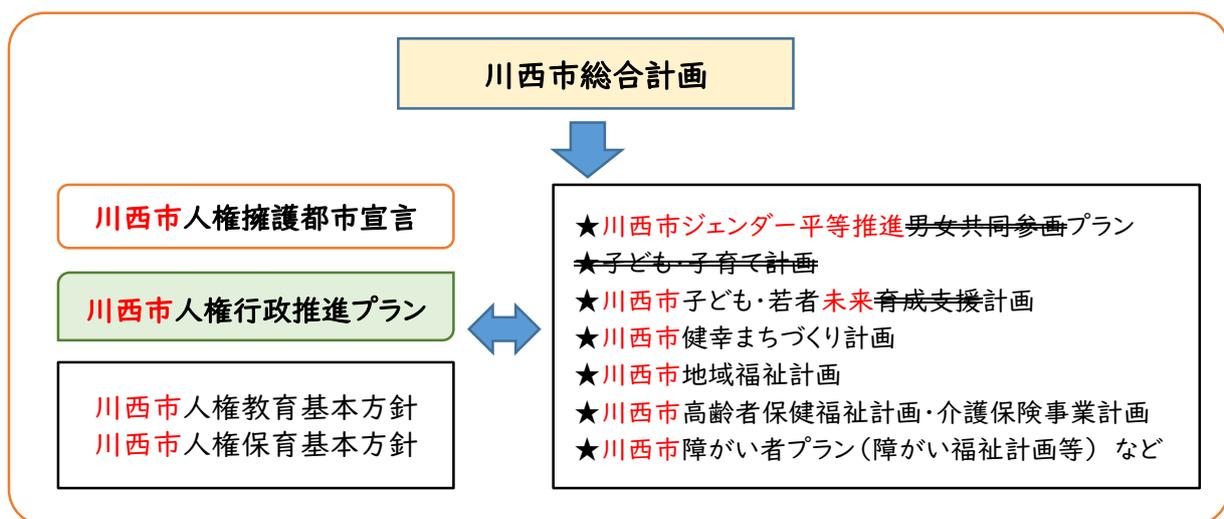
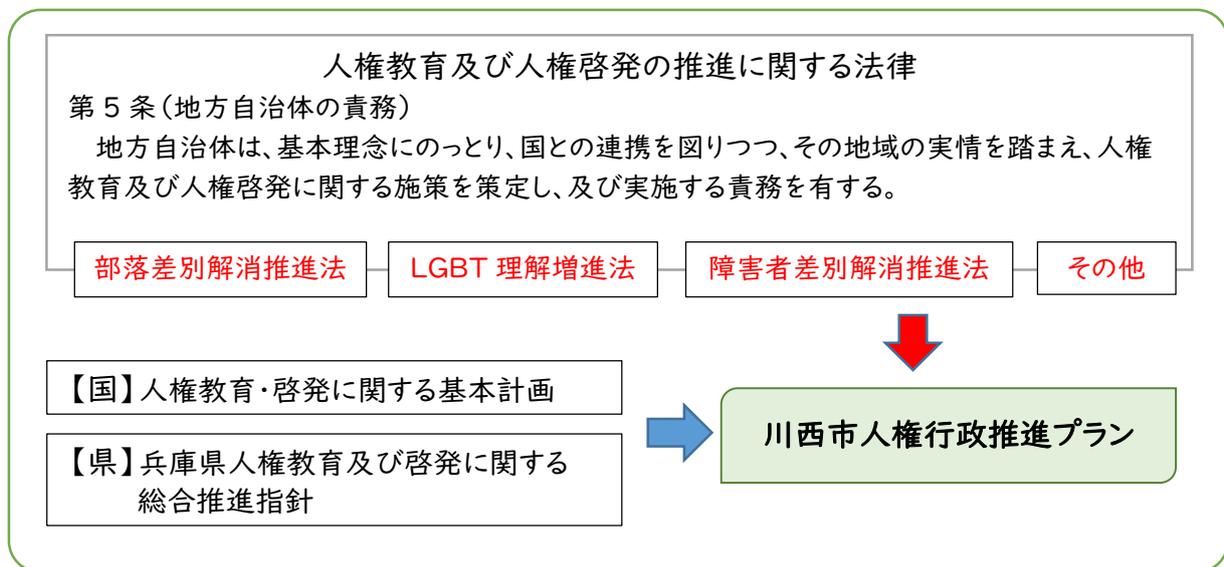
内 容	策定等年月日	計画期間等
「川西市同和対策審議会」設置	S52(1977)年	~H21 年
「川西市総合センター運営審議会」設置	S55(1980)年 10 月	~H21 年
「人権擁護都市宣言」	3章へ移行	H12~H16
「川西市人権教育の推進」		
「人権教育のための国連10年川西市行動計画」		
「川西市人権行政推進プラン」		
「川西市人権施策審議会」		
「川西市人権行政推進プラン」		H22~H26
「人権問題に関する市民意識調査」－ 実施	H25(2013)年 11 月	対象 2,000 人
「川西市人権行政推進プラン」－ 2 次改定	H27(2015)年 4 月	H27~R1
「川西市人権行政推進プラン」－ 3 次改定	R2(2020)年 4 月	R2~R6

2 プランの位置づけと期間

プランは、人権教育、人権啓発をはじめとする本市の人権行政の推進のための基本方針を示したもので、平成12(2000)年施行の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)第5条に基づく計画です。また、憲法に定める基本的人権の考え方や、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」及び「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」を踏まえて策定するものです。~~平成12(2000)年には「人権教育のための国連10年川西市行動計画」を策定し、それを継承発展させ、平成17(2005)年に「人権行政推進プラン」を策定し、平成22(2010)年に改定を行い、平成27(2015)年には、2回目の改定を行いました。~~

今回の改定したプランは、この間に **LGBT 理解増進法** など **部落差別解消推進法** をはじめ、人権に関する法律が **新しく** 制定されるなど、人権を取り巻く状況の変化などを踏まえ **見直して策定し、その** 計画期間は **令和14(2032)** 年度までとします。

今後も、市の総合計画をはじめとする本市の他のさまざまな計画並びに国内外の人権をとりまく動向や川西市人権施策審議会の意見等 **をも** 踏まえながら見直していきます。



第2章 人権尊重の理念

1 人権尊重の基本的考え方

人権とは、一人ひとりが、人間の尊厳にもとづいて生まれながらにもっている固有の権利であり、すべての人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。そして、この権利を社会全体で守り、尊重することによって、より多くの人々が平和に、そして自由に暮らせる社会が築かれるのです。

憲法では、この権利を基本的人権として定め、第11条で「国民は、すべての基本的人権の享有^{きょうゆう}を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と謳うとともに、個人の尊重、生命、自由及び幸福追求に対する権利、法の下での平等を掲げ、さまざまな自由権や社会権などを定めています。

私たちは、こういった権利を認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することが大切です。人権尊重の社会を実現するためには、一人ひとりが人権について正しく理解し、自分の人権のみならず、他者の人権も尊重し合うことが求められています。そのような人権文化を市民と行政の協働によって築いていくことをプランの基本理念とします。

~~近年では、地球規模での環境問題の深刻化や情報技術・生命科学の発展などによって、環境権、プライバシー権、遺伝子情報に関わる問題などが生じてきており、人権尊重の視点でさまざまな問題をとらえていく必要があります。~~

2 人権文化を築く

「人権文化」とは、日常生活の中で、お互いの人権を尊重することを、自然に感じたり、考えたり、行動したりすることが定着した生活のあり様そのものをいいます。

つまり人権を尊重する考え方や感じ方、行動の仕方が、日常の当たり前のことになるということです。世の中全体の人権文化を豊かにするということと、自らが人権文化の豊かな主体として生きるということは、密接に関係しています。

すべての人が自分らしく生きることのできる人権文化に満ちた社会を創造するためには、私たち一人ひとりが、人権の主体として、日常生活において人権に関わるさまざまな課題に気づき、学び、行動していくことが大切です。

第3章 人権に関する取り組みの状況

1 国連を中心とした人権の取り組み

昭和23(1948)年、国際連合(以下「国連」という。)は、人類の多大な被害と影響を与えた二度にわたる世界大戦の反省から「世界人権宣言」を採択しました。この宣言では恒久平和を実現するために世界の国々にあるさまざまな差別を撤廃し、すべての人々の人権が確立されることが必要であるとの考えを示し、達成すべき人権の共通基準を示しました。

以後、国連は、昭和41(1966)年、世界人権宣言に法的拘束力をもたせた「国際人権規約」を採択したのははじめ、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「子どもの権利条約」「障害者権利条約」など、平和と人権の確立のために、個別の人権関係の国際条約を採択するとともに、「国際人権年」「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際家族年」「国際高齢者年」「平和の文化国際年」などの国際年を設定し、人権が尊重される社会の実現に取り組んできました。

国連では、全世界の人々が「世界人権宣言」でいう人権基準についての理解を深め、日常生活の中で活かしていくために、人権教育を推進することが重要であるとの認識から、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることを決議し、人権文化を構築することをめざして、各国において人権教育を積極的に推進するよう行動計画を示しました。

平成16(2004)年に「人権教育のための国連10年」が終了し、引き続き人権教育を推進していくことを目とした「人権教育のための世界計画」が同年12月に採択され、21世紀を「人権の世紀」とする取り組みが推進されています。

~~また、平成27(2015)年には、国連において全会一致で採択され、「誰一人取り残さない」を理念に、「持続可能な世界を実現するための開発目標」(SDGs)が国連において全会一致で採択されました。策定されています。~~SDGsは、貧困や飢餓、人や国の不平等、平和的社会などの課題の解決をめざすとし、中でも人権分野は、17の目標~~すべて~~に多く関連しています。

前文は、「(目標とターゲットは)すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児の能力強化を達成することを目指す」とも述べており、人権とジェンダー・女性の視点が明確に示されています。特に関わりが深い目標として、「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「16 平和と公正をすべての人に」などの目標があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2 日本における人権の取り組み

国では、昭和22(1947)年に「国民主権」「平和主義」「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法が施行され、国連加盟の承認後、世界の一員として人権関係の国際条約を批准し、国政全般にわたり、人権に関する諸制度の整備や施策の推進が図られてきました。

特に日本固有の人権問題である同和問題の解決のため、昭和40(1965)年の同和対策審議会答申を受け、昭和44(1969)年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、以降数次にわたる法改正等を経て、延べ33年間の特別対策を実施してきました。

また「人権教育のための国連10年」を受け、平成9(1997)年、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しました。この国内行動計画は、人権文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて人権教育を積極的に行うとともに、重要な人権課題にも積極的に取り組むこととしています。

その後、平成12(2000)年12月に「人権教育・啓発推進法」が制定され、この法律にもとづき、平成14(2002)年に国の基本計画が策定され、平成28(2016)年には、「障害者差別解消推進法」の完全施行、「ヘイトスピーチ解消推進法」「部落差別解消推進法」が施行されました。その他にも平成31(2019)年には、アイヌ民族を「先住民族」として初めて明記した「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(アイヌ施策推進法)が成立し、令和5(2023)年には、「こども基本法」や「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が施行されました。現在は、これらの法律や計画に沿った取り組みが推進されています。

3 川西市における人権の取り組み

(1) 現状と課題について

これまでの本市における人権の取り組みは、昭和49(1974)年から、部落問題への取り組みを中心に展開してきました。施策では、生活環境の整備、生活向上対策、教育・人権対策を中心に、昭和54(1979)年度を初年度とする「川西市同和対策事業総合計画」、その後「川西市同和対策事業新総合計画」を策定し、全組織をあげて取り組んできました。その結果、関係住民の住環境や生活実態の改善については、一定の成果が認められました。しかしながら、結婚差別やインターネットを使った差別書き込みなど差別意識や偏見が未だ根強く残っています。

一方、国際化、情報化、高齢化、価値観の多様化などに伴い、人権に関わるさまざまな問題が顕在化してきました。前述の国内外の動きや人権意識の高まりなど、本市を取り巻く状況の変化に対応して、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などの課題についても、「川西市女性プラン」「川西市児童育成計画」「川西市老人保健福祉計画」「川西市障害者福祉計画」などを策定し、本市独自の取り組みを進めてきました。

さらに、人権意識を高め、人権尊重の輪をひろげていくために、平成3(1991)年に「人権擁護都市」を宣言しました。

平成12(2000)年には、市民一人ひとりの人権が真に尊重され、すべての市民が川西に住んでいてよかったと思えるまちにするため、人権教育・人権啓発についての基本方針を示す「人権教育のための国連10年川西市行動計画」を策定しました。さらに、~~この~~本市の行動計画を継承発展させて、平成17(2005)年に「川西市人権行政推進プラン」を策定し、平成22(2010)年、平成27(2015)年、令和2(2020)年に改定をしました。

また、人権に関する福祉施策などとして、「川西市ジェンダー平等推進男女共同参画プラン」「~~川西市子ども子育て計画~~」「川西市子ども・若者未来育成支援計画」「川西市健幸まちづくり計画」「川西市地域福祉計画」「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「川西市障がい者プラン」などの策定や見直しを行い、社会状況の変化やさまざまな課題への対応を図っています。

◆本プランに関する経過等

内 容	策定等年月日	計画期間等
「川西市同和対策審議会」設置	S52(1977)年	～H21
「川西市総合センター運営審議会」設置	S55(1980)年 10 月	～H21
「非核平和都市宣言」－ 川西市制定	H1(1989)年 7 月	
「人権擁護都市宣言」－ 川西市制定	H3(1991)年 2 月	
「川西市人権教育のための国連 10 年推進懇話会」－ 設置	H12(2000)年 3 月	
「人権教育のための国連 10 年川西市行動計画」－ 策定	H12(2000)年 3 月	H12～H16
「川西市人権行政推進プラン(初版)」－ 策定	H17(2005)年 12 月	H17～H21
「川西市人権施策審議会」－ 設置	H21(2009)年 4 月	
「川西市人権行政推進プラン」－ 1 次改定	H22(2010)年 4 月	H22～H26
「人権問題に関する市民意識調査」－ 実施	H25(2013)年 11 月	対象 2,000 人
「川西市人権行政推進プラン」－ 2 次改定	H27(2015)年 4 月	H27～R1
「川西市人権行政推進プラン」－ 3 次改定	R2(2020)年 4 月	R2～R6
「人権問題に関する市民意識調査」－ 実施	R5(2023)年 11 月	対象 2,000 人
「川西市人権行政推進プラン」－ 4 次改定	R7(2025)年 4 月	R7～R11

1 人権行政の推進体制について

人権行政推進プランを着実にかつ全庁的に推進していくため、その全庁的組織として、市長を会長とし、部長級職員で構成する川西市人権施策推進委員会を設置しています。

今後も、人権行政を市政の基盤として位置づけ、あらゆる行政施策が人権の視点から実施され、豊かな人権文化に満ちたまちづくりを推進していく必要があります。

また、市のさまざまな施策の実施主体となる各部署(概ね課単位)においては、課長級職員を中心に、平成28(2016)年から、市のさまざまな施策や業務を、①「情報発信」への視点 ②「市民の意見等を聞く・知る」への視点 ③「誰もが社会へ参加・参画するため」への視点 ④「市民へ行政サービスを提供するにあたって」への視点 ⑤「職場環境づくり」への視点 の5つの視点から、具体的な点検項目(リスト)にもとづいて、点検・評価(人権チェック)を行っています。今後も、人権チェック等による改善を行いながらすべての施策を推進していく必要があります。

2 人権教育・人権啓発について

① 学校等における人権教育

学校や幼稚園、保育所、こども園における人権教育は、市の「人権教育基本方針」や「人権保育基本方針」などにもとづき推進してきました。その中で、人権学習への取り組みや教員、職員への人権研修などにより、子どもや教員、職員の人権意識の向上が図られました。

今後も、差別のない人権文化豊かなまちづくりにおいて、次代を担う子どもたちへ人権教育の充実を図るとともに、時代とともに変化していく人権課題に対応した人権学習に取り組んでいく必要があります。

② 地域社会における人権啓発

地域社会での人権啓発は、主に市民が中心となって組織している川西市人権教育協議会や昭和62(1987)年に発足した16小学校区人権啓発推進委員会が、地域の実状に合った啓発活動を展開してきました。また、市民による市民のための「人権の学びの場・機会づくり」として、「人権啓発サポーター制度」を創設し、人権学習市民講座や人権学校などの企画・運営を行ってきました。

市全体の啓発事業としては、「広報じんけん」の発行や「人権川柳・作文・フォト」の募集、「人権週間映画会」を行うとともに、毎月第3金曜日を市の人権デーとして位置づけ、実施している啓発チラシの作成・配布街頭啓発など、人権啓発事業も展開してきました。

しかしながら、市民主体の啓発活動の広がりは見られるものの、市や団体などが主催する啓発事業などへの参加が伸び悩んでいる状況や、人権啓発に関わる新たなリーダーの育成なども課題となっています。

今後も、さまざまな手法を用いた効果的な人権教育、人権啓発を、市民と協働して実施していく必要があります。

③ 行政における人権研修

人権行政を~~進~~すすめていくには、まず、市職員、教職員の人権意識の向上は必須条件となります。

現在、市職員研修については、職員の人権問題の認識を深めるため、職場内での人権研修を計画的に実施し、主に課長級からなる「人権研修担当員」がリーダーとなり研修を実施していますが、人権研修の全体的な受講実績などは上がっているものの、部署によっては不十分なところも見られることから、職員が主体的に人権研修をとらえるよう研修内容の充実を図る必要があります。

教職員研修については、人権教育研修を研修計画に位置付け、人権教育担当員がリーダーとなり、教職員の人権意識醸成を図っています。教職員の人権意識の向上を、学校園での取り組みに反映させていくことは、今後も継続していく必要があります。

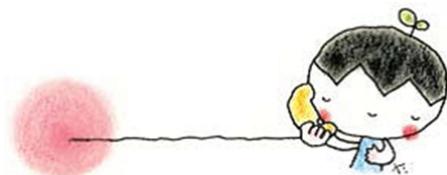
また、セクシュアル・ハラスメント(セクハラ/性的嫌がらせ)やパワー・ハラスメント(パワハラ/職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務上の適正な範囲を超えて、精神的あるいは身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為)などのハラスメントに対しては、組織全体で取り組むことが大切であり、職場での相談窓口の活用や研修の充実を図るなどの取り組みが必要です。

3 人権相談・擁護について

人権擁護委員による「人権相談」は、神戸地方法務局伊丹支局と連携しながら、毎月1回に加え6月の人権擁護の日と12月の人権週間の年14回実施しています。また、川西市総合センターには、隣保館相談指導員を配置し随時相談を行っています。

さらに、「子どもの人権」に関するものについては、公的第三者機関である「川西市子どもの人権オンブズパーソン」を設置し、相談を受けています。

多種多様で、広範にわたる人権に関する相談を解決するための援助ができるよう、相談員の資質向上を図る必要があります。また、今後もより一層、市民に対し人権相談の窓口についてあらゆる場を通じて周知するとともに、関係機関・部署との連携を強め、相談者の人権擁護や相談内容によっては、必要な施策につなげていくことが求められています。



(2) 川西市人権問題に関する市民意識調査の結果概要

「川西市人権推進プラン」を改定(見直し)するにあたり、人権問題に関する市民の意識を把握し、このプラン策定の基礎資料とすることを目的に、令和5(2023)年11月に市民2,000人を無作為抽出し、郵送配布・郵送回収及びインターネット回答により「川西市人権問題に関する市民意識調査」を実施しました。有効回収率は、38.3%でした。

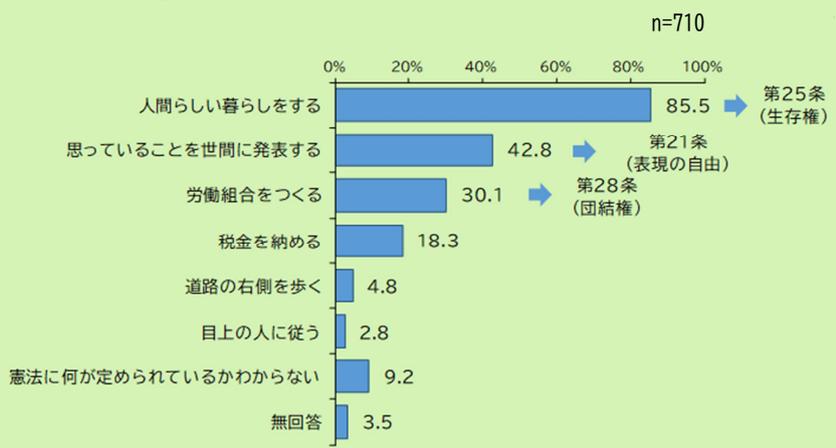
① 権利や憲法に関する市民の理解

日本国憲法に定められている国民の権利について問うた回答で最も多かったのは「人間らしい暮らしをする」で、85.5%でした。そして、「思っていることを世間に発表する」(42.8%)、「労働組合をつくる」(30.1%)がつづきました。これらの3つは、それぞれ第25条の生存権、第21条の表現の自由、第28条の団結権であり、表現の自由や団結権は、5割を下回っています。そのため、「憲法に何が定め

られているかわからない」も含めた7つの選択肢のなかから、生存権、表現の自由、団結権の3つだけを選択した人は、19.4%にすぎませんでした。自分がどんな権利をもっているのか知らなければ、自分の権利を行使することはできないし、自分の権利を守ることもできません。このように、日本国憲法における権利に対する市民の理解が低いことが明らかになりました。憲法や人権に対する誤解に基づく意見を肯定する回答が多くみられました。これは今後の人権教育・啓発の大きな課題です。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、日本国憲法に「義務」ではなく、「国民の権利」と定められているのはどれだと思いますか。(〇はいくつでも)



② 人権侵害への対応

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q 人権侵害を受けたとき、どうされましたか。



注1 前回調査の選択肢は「民間団体等に相談した」

人権侵害の経験について問うた設問では、最近5年くらいの間に、日常生活のなかで自分の人権が侵害された経験のある割合は、10.6%もあります。そして、その時「どうされましたか」の回答については、「家族・親せきに相談した」44.0%と最も多く、「友だち、同僚などに相談した」33.3%となっています。「特に何もしなかった」は、24.0%「自分で相手に抗議した」が21.3%と続きます。一方、「法務局や人権擁護委員などに相談した」1.3%、「地域の民生委員・児童委員などに相談した」1.8%となっています。「県や市町村に相談した」が12.0%あるものの、それ以外の公的な機関などに相談されて

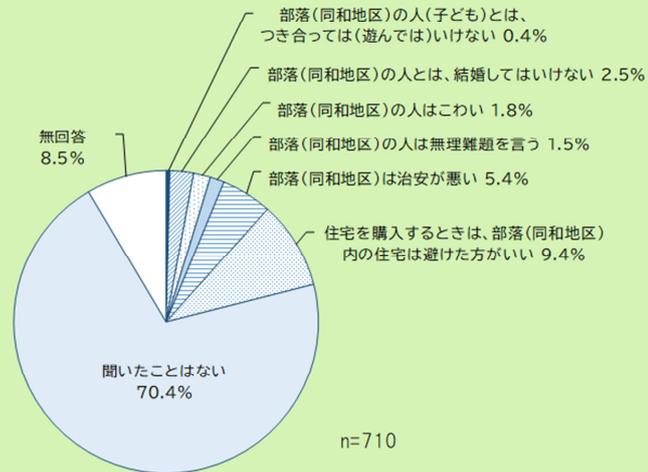
いる人は少なく、特に何もしなかった人も2割以上いるなかで、人権侵害に関わる相談体制の充実だけでなく、相談窓口の存在とその機能について広報に努める必要があります。

③部落(同和)問題(以下、「部落問題」という)に関すること

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

部落問題に関する6つの差別的な発言をあげ、「あなたは、過去5年くらいの間に、部落(同和)問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか」と問うと、「住宅を購入する時は、部落(同和地区)内の住宅は避けたほうがいい」(9.4%)をはじめ、6つの発言のいずれかを聞いたという人は21.1%でした。このように、6つという発言に限っても、部落問題に関する差別的な発言を直接聞いたという人が

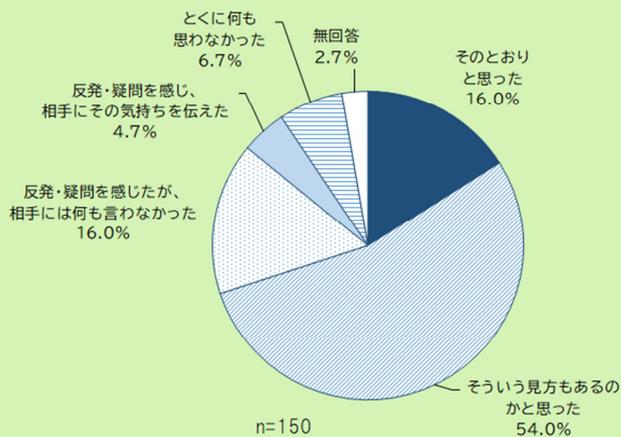
Q 過去5年くらいの間に、部落(同和)問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか。強く印象に残っているものを1つ選んでください。



この5年間に2割ほどいらっしゃいます。これらの差別的な発言を聞いたと回答した人に、「それを聞いた時、どう感じましたか」と問うと、「そのとおりの思った」は16.0%と少ないものの、「そういう見方もあるのかと思った」が54.0%あり、反発・疑問を感じた人は、「相手には何も言わなかった」と「相手にその気持ちを伝えた」を合わせても20.7%でした。「そういう見方もあるのかと思った」という回答は、差別的な発言を肯定も否定もせず、その判断を保留し、中立的にもみるが、こうした態度は差別的な発言を傍観するもので、差別への加担につながるおそれがあります。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q 部落(同和)問題に関した発言を聞いたとき、どう感じましたか。また、どうしましたか。(○は1つ)



現在でも部落問題に関する差別的な発言に出会うことはありうるであり、それらの差別的な発言を聞いて、反発・疑問を感じたという人は2割にとどまります。差別的な発言に出会った際、それに反発・疑問を感じる人、そして、その場でその発言の問題性を指摘できる人を増やしていく啓発に取り組むことが重要です。

※調査結果報告書の全文は、こちら →



第4章 人権・平和施策の推進 ~~人権文化のまちづくり~~ の推進(人権行政の推進)

「人権文化のまちづくり」とは、市民一人ひとりの人権が尊ばれ、平和で心豊かに暮らすことができる地域社会を築いていくことです。

人権文化のまちづくりを進めていくうえで、最も重要なことは、さまざまな行政施策や業務、運営などを常に人権尊重の視点をしっかりもちながら展開、遂行していくことです。

人権文化のまちづくりを進めるための人権行政は、さまざまな人権課題について、市民啓発などを実施する一部の行政部門で進めるものではなく、行政全体で総合的に取り組む、まさに自治体行政そのものであるといえます。

1 人権行政の推進体制

人権行政を特定の部署や職員だけの課題としてではなく、全庁的な課題としてとらえていくため、市長を**トップ(会長)**とする人権施策推進委員会を設置し、さまざまな人権施策を実施しています。

また、市の附属機関である「川西市人権施策審議会」を設置し、主に人権行政推進プランの内容や「総合センターの運営」を含む人権施策の取り組み状況などを客観的に点検するとともに、現状の課題や今後に向けての助言や提言を行っていただいています。

人権担当部署については、令和5(2023)年度より市民環境部から市長公室に組織替えを行い、人権行政をより全庁的、総合的に推進・調整する体制整備を行いました。

今後も、これらの推進体制の充実を図りつつ、施策の主たる推進者である職員の人権意識のさらなる向上と、人権の視点から現状のさまざまな施策や業務の点検・評価(人権チェック)を行いながら人権行政を推進します。

~~人権担当部署の今後の方向性としては、単に人権啓発・人権教育活動などを推進する部門としてだけでなく、より人権施策を全庁的に推進し、総合的に調整をする部門として、役割と位置づけをもった体制整備を図っていくことが必要です。~~

□人権担当部署の主な変遷

	市長事務部局	教育委員会
S49(1974)年～	同和部	同和教育室
S55(1980)年～	同和部一総合センター	
H 3(1991)年～	人権推進部一同和対策担当・女性政策担当・総合センター	人権教育室
H 4(1992)年～	人権推進部一同和対策課・女性政策課・総合センター	
H 7(1995)年～	人権・市民部一同和対策課・総合センター	
H11(1999)年～	生活・人権部一人権推進室・総合センター・女性センター	
H16(2004)年～	市民生活部一人権推進室一人権推進課・総合センター	
H18(2006)年～	※教育委員会の人権教育室が人権推進室へ吸収統合	学校人権教育部門のみ
H28(2016)年～	※人権推進課に男女共同参画事業の事務移管	
H30(2018)年～	市民環境部一人権推進課・総合センター	
R 5(2023)年～	市長公室(所管部変更)一人権推進多文化共生課(組織名変更・多文化共生推進事務新規追加)・総合センター	

2 人権教育・人権啓発の推進

人権教育と人権啓発について、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条で、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養^{かんよう}を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と定義しています。

※【涵養】 ゆっくりと養いつくること。

(1) 基本的な考え方

すべての人が生まれながらにしてもっている、社会において幸福な生活を営む権利である「人権」は、だれにとっても大切なものです。また、私たち一人ひとりが、主体的にあらゆる場所で、機会あるごとに人権教育・人権啓発に参加し、人権尊重の精神を生かした生き方を学んでいくことができれば、人権文化に満ちた社会への形成に繋がっていきます。そのためには、さまざまな人権課題の本質を正しく理解し、その課題を解決するための具体的な実践力が身につく人権教育・人権啓発を**教育委員会とも連携し、推進することが重要です。**

今後も地域、家庭、学校、職域等あらゆる場と機会を通して、より効果的な人権教育・人権啓発を推進します。

(2) 学校等における人権教育

就学前から学齢期(小中学校)までの人間の成長期における人権教育は非常に重要です。そのためには、子どもの発達段階に即した創意工夫に満ちた人権教育を行う必要があります。

そこで、今後も、本市の学校、幼稚園、保育所、こども園における人権教育は、市の「人権教育基本方針」「人権保育基本方針」「在日外国人教育指針」、兵庫県教育委員会が策定した「人権教育基本方針」、国が策定・改定した「保育所保育指針」などにもとづいて推進し、社会の変化にも的確に対応しつつ、人権感覚豊かな子どもの育成を図ります。

《今後の方向性》

①【人権尊重を基盤とした学校等の運営】

子どもたちの豊かな人権感覚を育てていくためには、人権学習を要として、学校等での教育活動全体を通じて実践していくことが重要です。そのため、人権尊重や**子どもの権利条約**を基盤とした学校等の運営に努めます。

②【人権感覚に満ち、人権スキル(人権の知識等を具体的な実践や行動につなげていくための技能)の高い教職員、保育所、こども園職員の育成】

人権教育を**進**ずめていくうえで、子どもたちと直接に関わる教職員や保育所・こども園職員の人権感覚を高めることやさまざまな人権課題に関する深い知識と人権スキルを高めていくことは欠かすことのできないものです。

そのために、人権研修を充実し、実践的な指導力の向上に努めます。

③【地域社会と家庭との連携】

学校等での人権教育がより効果的に**進**ずめられるよう、学校・幼稚園・保育所・こども園と家庭・地域社会とが一体となって連携を積極的に推進します。

また、子どもの人権をより保障していくために、市が設置している公的第三者機関の子どもの人権オンブズパーソン等とも連携を図ります。

【主な取り組み】

- *市独自の人権学習副読本(小学校低学年・高学年・中学校用)「いのち」の活用(教育委員会)
- *中学校区連携教育推進事業の実施(教育委員会)
- *川西市人権教育協議会の専門部(就学前教育部、小学校教育部、中学校教育部、進路保障部、特別支援教育部)活動等への参画(川西市人権教育協議会)
- *小学校区人権啓発推進委員会への参画(小学校区人権啓発推進委員会)
- *子どもの権利条約にもとづく実感調査の実施(2年毎・市)

(3) 地域社会における人権教育・人権啓発

本市では、地域住民が主体となって地域の実態に即した人権教育・人権啓発を**進**ずめていくことを目的に、市内16小学校区ごとに「小学校区人権啓発推進委員会」が組織され、地域の実情にあわ

せた人権学習・啓発活動が進められています。また、現在では、校区コミュニティ組織の中に人権に関する部署が設けられる地域もあります。

言うまでもなく、人権文化豊かなまちづくりは、まずは自分が住み、さまざまな人々が居住している地域社会から推進していくことが大切です。

《今後の方向性》

- ① 小学校区やコミュニティで実施される人権教育・人権啓発活動について、人権学習や啓発活動の進め方などへの助言、現地人権学習会の実施など、活動費用を含め支援します。また、各小学校区人権啓発推進委員会に2人の市職員を校区担当者として派遣し、委員会活動を支援します。
- ② 市内各地域にある学校教育機関、社会教育機関、企業、各種団体・機関も含めた人権教育・人権啓発の取り組みや交流を促進します。

【主な取り組み】

- *市内15小学校区人権啓発推進委員会への支援(市)
- *市内企業従業員向けの人権に関する講演会の主催(市)
- *川西市企業人権問題啓発推進協議会(67社加盟)への支援(市)
- *人権問題現地学習会の実施(市)

(4) 市民との協働

人権教育・人権啓発を推進することは、行政の責務の一つですが、行政が一方向的に市民に対して行うことは、教育・啓発という観点からは決して効果的な手法とはいえません。どうしても市民からは「おしきせつ」なものとして評価されがちです。

そこで、本市でも「市民との協働」という観点を重視し、さまざまな取り組みとして、人権教育・啓発を研究・実践する「川西市人権教育協議会(略称「川西人権協」)」や地域における「小学校区人権啓発推進委員会」、市民向け人権講座の企画や運営を行う「人権啓発サポーター会」などを中心に、市民とともに人権教育・人権啓発活動を進めています。

《今後の方向性》

- ① 人権教育推進団体である川西市人権教育協議会と協働して人権教育・啓発を推進します。
- ② 市民のオピニオンリーダー(人権啓発を推進する先導者)の育成を図るため人権啓発サポーター制度を継続実施するとともに、サポーター会と協働して市民啓発活動を進めます。

【主な取り組み】

- *川西市人権教育協議会との支援と協働して人権教育・啓発を推進(市)
- *川西市人権啓発サポーター会との支援(市)と協働して人権啓発を推進(市)

(5) 行政(市職員、教職員等)における人権研修

すべての職員は、特に人権問題に関するオピニオンリーダーとして、また人権尊重の視点に立って業務(教育)の点検・改善を行っていくための知識とスキルを身につける必要があります。

《今後の方向性》

- ① すべての職員が、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行し、教育、保育の実践ができるように、また、各職種で人権に関わる課題に対応できるように、さまざまな人権課題について、所属長などが中心となって、効果的な職員研修を実施します。
- ② 公私立の教職員、保育所、こども園職員にあっては、さまざまな人権課題の解決につながる教育・保

育が創造できるよう、さまざまな実践交流や地域社会との関わりを推進します。

③ セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、ハラスメントのない働きやすい職場環境づくりを推進します。

※P31「(16)職場等における人権課題」参照

【主な取り組み】

- *教職員対象の人権教育研修会の開催(教育委員会)
- *人権保育研修の実施及び市職員人権研修会への参加(保育所・こども園)
- *職員人権問題研修会の開催(市)
- *職場人権研修の実施(市・教育委員会)
- *職員階層別人権研修の実施(市・教育委員会)
- *職員人権研修担当員の設置(市・教育委員会)

(6) 評価指標

本プランの成果を測る評価指標として、次のとおり指標を設定します。また、本プランの効果検証、自己評価を行います。

	評価指標	方向性	現状	目標
1	人権侵害を体験したときに、誰かに相談した市民の割合 (市民実感調査)		28.6% (R5年度)	40.0% (R13年度)
2	「差別する人だけではなく、差別される人にも問題がある」 と思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)		20.4% (R5年度)	
3	「日本国憲法は、国民が守るべきルールである」 と思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)		83.5% (R5年度)	
4	「川西市子どもの人権オンブズパーソン」 制度について、内容も含めおおむね知っている人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)		10.6% (R5年度)	
5	「外国人労働者が増えると治安や風紀などが悪くなる」 と思う、どちらかといえばそう思う人の割合 (人権問題に関する市民意識調査)		29.0% (R5年度)	

*令和5(2023)年に行った川西市人権問題に関する市民意識調査の自由記述より評価指標の内容に関連した記述の抜粋です。

●私は保育学生のため、子どもの人権に関して学ぶことが多くなりました。授業のなかで子どもの人権「オンブズパーソン」ができてとても嬉しく思いました。オンブズパーソンだけでなく、もっと子どもが気軽に相談したり、社会とつながる場所ができたらいいなと感じました。(女性 10歳代)

●川西在住の外国の方に日本語の話し相手になるボランティアを始めました。地域で幸せに日本人、外国人がともにウィンウィンで暮らすには、相互理解が必要だと思います。(女性 70歳以上)

●いじめ問題とか差別問題とか、そういうことがあったとしても、たいていは相談できずに一人でかかえてしまうことが多いように思います。第三者が話を聞いてくれたり、問題を解決できるような場所や機関があれば(あるなら周知する)いいなと思います。(女性 40歳代)

●人権問題は種類が多過ぎてよくわからない。差別することで自分が安心できるので、正直なところ、人権問題も差別も仕方ないかなと思う。(女性 10歳代)

3 人権相談・擁護

人権相談に関する窓口は、人権推進多文化共生課と総合センターに設置し、関係機関（人権擁護委員※・法務局等）と連携しながら対応しています。

その中で、特に「子どもの人権」に関するものについては、独自に「子どもの人権オンブズパーソン」（公的第三者機関）を設置し、相談だけではなく、事案の調査や擁護、救済も行っています。

また、人権に係る相談窓口は、この3か所以外にも下記の一覧表のとおり多種あります

~~人権に関する相談は、多種多様です。~~しかしながら、市民意識調査結果報告書（P8 参照）にあるように、人権侵害を受けたときの相談先として、「県や市町村」は10年前よりは増えています。また、「法務局・人権擁護委員」なども含める公的機関を選択している人はまだ少ない状況となっており、周知・広報のあり方、内容を考えていく必要があります。

《今後の方向性》

- ① 市民への周知・広報のあり方、相談者にとって相談しやすい環境、体制を検討し、整えていきます。
- ② そのために、人権相談等に関する庁内での全体的な情報の共有化やネットワーク化、システム化の構築を図り、今後も関係機関・部署との連携をより強め、相談者の人権擁護につながるよう努めていきます。
- ③ 相談者のまた、相談内容により、その実情や傾向を把握し、必要な施策につなげていきます。
- ④ 相談員はもとより、人権関係所属職員の資質向上を図ります。

【主な取り組み】

- *毎月第3金曜日を川西市の人権デーと定め、人権擁護委員による特設人権相談所を開設する。
- その他、6月（人権擁護委員の日）と人権週間にも各1回開設する。（市）
- *人権相談（子どもの人権オンブズパーソン含む）に関する周知・広報を促進する。（市）
- *市の各種相談窓口や法務局との連携を強化する。（市）

市の人権に関する主な相談先

相談名	回数	方法	所管
特設人権相談	月1回	面談	人権推進多文化共生課・法務局伊丹支局（人権擁護委員）
女性のための相談	平日	面談・電話	男女共同参画センター
DV相談	平日	面談・電話	配偶者暴力相談支援センター
セクシュアル・マイノリティ相談	月1回	面談・電話	総合センター（R7 予定・人権総合センター）
生活人権相談	平日	面談・電話	総合センター（R7 予定・人権総合センター）
子どもの人権相談	平日	面談・電話	子どもの人権オンブズパーソン
児童虐待などの相談	平日	面談	こども若者相談センター
子ども・若者総合相談	予約制	面談	こども若者相談センター
ヤングケアラー相談窓口	平日	電話	こども若者相談センター
犯罪被害者相談	月2回	面談	生活安全課
社協福祉総合相談	平日	面談	社会福祉協議会
生活困窮者自立相談	平日	面談	地域福祉課・くらしと仕事の応援カウンター
弁護士法律相談	月2回（予約制）	面談	生活安全課

※他に国や県レベルでの電話相談やインターネット相談なども多種あり

用語解説

※【人権擁護委員】

…人権擁護委員は、市町村（特別区を含む。）の区域で人権擁護活動を行う、法務大臣から委嘱された民間の人たちです。この制度は、地域住民の中から人格見識の優れた人たちを選び、その協力を得て、国民（市民）の日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚を図るとともに、人権を擁護していくという考えから設けられたもので、諸外国にその例を見ないものです。

人権擁護委員は、人権擁護について理解のあるさまざまな分野から選ばれ、現在、全国で約14,000名の方が法務局・地方法務局の職員とともに、人権侵害事件の調査処理、人権相談、人権啓発活動などを行っています。給与、報酬などの支給はなく、任期は3年で、再任は妨げません。

現在、川西市では、12名の人権擁護委員が委嘱されています。

4 平和施策について

〈平和と人権〉

「戦争は最大の人権侵害」と言われるように、平和問題と人権問題は深く関わっています。平和啓発や平和施策を進めていくうえで、人権の視点※は、かかすことはできません。

本市では、平成元(1989)年に、『非核平和都市宣言』を、続いて、平成3(1991)年に「人権擁護都市宣言」を行い、以後、本格的に平和施策を実施してきました。(※下記の経過表参照)

特に、平成3(1991)年度に始まった「市民平和バス」では、0泊2日の日程で8月6日の広島での平和記念式典に市民が出席する事業を12年間実施し、その後、現在に続く「折り鶴平和大使」事業(市民代表2人を同じく8月6日の記念式典に派遣)を実施しています。

人権・平和展では、地区公民館、総合センター、市役所などで、平和パネルの展示や平和ビデオの上映会、平和学習会などを行っています。

令和2(2020)年度からは、新規事業として、「戦争にまつわる体験記」の募集を始め、貴重な体験記を毎年、「広報じんけん」や市のホームページに掲載し、平和啓発を進めています。

主な平和事業の経過

年	内 容	備 考
H 1 (1989)	非核平和都市宣言	
H 3 (1991)	人権擁護都市宣言	
H 3 (1991)	市民平和バス(広島) 実施 ~H14(2002)	※バス5台~1台 (0泊2日)
H 4 (1992)	第1回かわにし人権・平和展 地区公民館等も含め開催	※現在に至る
//	「平和と人権を考える市民のつどい」 7月開催	※2008年まで実施
H 7 (1995)	戦後被爆50年長崎平和交流 16人	
H10 (1998)	平和モニュメント「瞳」完成・設置 駅前ロータリー内	
H12 (2000)	戦後被爆60年長崎平和交流 12人 市民平和バス 2台	
H16 (2004)	「折り鶴平和大使」事業 実施 ※市民平和バスに代わり	※現在に至る 大使:市民2人
H17 (2005)	市民平和バス 1台 戦後被爆60年長崎平和交流 12人	
H18 (2006)	北朝鮮による核実験に対して市長名で国家元首に「抗議文」送付	※以後、米国、ロシアなどの核実験に対しても国家元首に送付
H25 (2013)	平和首長会議(旧平和市長会議)加盟 ※県下36番目(41市町)	※2024.8.1 現在 国内自治体加盟率99.9%
H26 (2014)	非核平和都市宣言25周年 折り鶴平和大使(長崎)2人	
R 2 (2020)	戦争にまつわる体験記募集	※新規事業
	R2(2022)~R3(2023) コロナ禍により「折り鶴平和大使」中止	
	R4(2024)~ 「折り鶴平和大使」事業再開	



平和モニュメント



折り鶴平和大使

《今後の方向性》

「平和と人権」、「非核平和都市宣言」の理念のもと、また、平和首長会議の一員として、平和行政を積極的に推進していきます。

【主な取り組み】

- *公民館などと共催で、「かわにし人権・平和展」の実施(市)
- *「折り鶴平和大使」を広島の平和記念式典に派遣するとともに、平和への思いを市民へ発信(市)
- *戦争体験記を募集し、広報じんけんやホームページに掲載し、戦争体験の伝承(市)
- *平和啓発の懸垂幕を市役所に掲示、啓発(市)

《平和研究の第一人者であり平和学の父と呼ばれる「ヨハン・ガルトウング」さんの言葉》

…「平和」の反対は「戦争」ではない。たとえ戦争がなくても、貧困や差別、人権侵害がはびこる社会は平和とは言えないからだ。
そこで私は、平和を「暴力の不在」と定義し、戦争や紛争、殺人などを「直接的暴力」、貧困や抑圧、排斥、差別などを生み出す社会構造を「構造的暴力」ととらえた。そして、直接的暴力のない状態を「消極的平和」、さらに構造的暴力のない状態を「積極的平和」と定義した。

平和学では、「平和」に絶対的な価値をおき、研究者は、貧困や差別がなく、誰もが安心して暮らせる社会をめざして、研究と実践を続けている。……

今日、これらの考え方や意見は広く受け入れられ、主流となってきています。

★平成18年(2006年) 広島平和記念式典・子ども代表・「平和への誓い」から

……………

「平和」とは一体何でしょうか。

争いや戦争がないこと。いじめや暴力、犯罪、貧困、飢餓(きが)がないこと。

安心して学校へ行くこと、勉強すること、遊ぶこと、食べること。

今、私たちが当たり前のように過ごしているこうした日常も「平和」なのです。

……………

5 総合センターについて ~~人権センター~~としての総合センター

現センターは、「基本的人権尊重の精神に基づき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と、児童の健全な育成を図ることによって、人権問題の速やかな解決に資するための総合的なコミュニティセンターとして」設置されています。

センターのあゆみは、下記の表にあるように、昭和55(1980)年に本市の同和対策審議会答申や同和地区関係住民の差別解消の拠点施設設置の強い願いのもとに建設されました。

以後、隣保館※事業と児童館事業を両輪として、子どもから高齢者まで、さまざまな世代が気軽に楽しく交流できる取り組みを進めるとともに、多様な人権問題を自由に学びあえる「場」と「機会」を提供してきました。

また、地域に暮らす一人ひとりが主役となって人権文化豊かなまちづくりが推進できるよう、また人権啓発センターとしての機能も発揮できるよう、関係機関や人権活動団体・子育て支援団体とのネットワークづくりに取り組み、人権課題解消に向けた情報発信に努めてきました。

施設建設・設置から40年以上が経過するなかで、あらためて令和2(2021)年に市人権施策審議会に「総合センターの今後のあり方について」諮問し、令和6(2024)年に答申を受けました。令和7(2025)年度より、下記の「今後の方向性」に基づき、部落差別をはじめとした人権問題の解決と多文化共生社会の実現をめざした施策を展開していきます。



総合センターに関連する経緯

年	内 容
S52(1977)	「川西市における同和問題についての意識調査」、「同和関係世帯 調査」の実施
S53(1978)	「川西市同和対策審議会 答申」→隣保館、児童館、老人いこいの家の複合施設としての「総合センター」の設置を答申
S55(1980)	「川西市総合センター」(隣保館・児童館)オープン (設置及び目的) 基本的人権尊重の精神に基づき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と児童の健全な育成を図ることによって、同和問題の速やかな解決に資するための総合的なコミュニティセンターとして川西市総合センターを設置する。
H 9(1997)	国の「隣保館運営要綱」改定→福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターへ(特別施策から一般施策へ)
H13(2001)	市民懇話会が「川西市総合センターの今後のあり方について」提言 ①同和問題解決の拠点 ②コミュニティづくりと人権文化創造の拠点へ(施設名称変更含む) ③子ども文化創造の拠点へ
H14(2002)	同和対策に関する特別措置法が完全終了(33年間)
H17(2005)	「川西市人権行政推進プラン」策定 - H22(2010) 改定 - R2(2020) 改定
H21(2009)	「川西市人権施策審議会」設置 ※センター開設時から設置する「川西市総合センター運営審議会」を兼ねる
H28(2016)	「部落差別解消推進法」施行
R 2(2021)	市人権施策審議会へ「川西市総合センターの今後のあり方について」諮問
R 6(2024)	市人権施策審議会が「川西市総合センターの今後あり方について」答申 ①人権文化センターとしての機能充実(人権啓発等) ②セーフティネットの機能充実を(相談業務等) ③多文化共生社会をめざして ④市民に開かれたセンターへ(施設名称変更「川西市人権総合センター」等含む) など
R 6(2024)	市人権施策審議会へ「川西市人権行政推進プラン」の見直しについて 諮問
R 7(2025)	市人権施策審議会 「川西市人権行政推進プラン」の見直しについて 答申

《今後の方向性》

- ①センターを川西市の人権施策の拠点として位置づけ、人権啓発事業を充実させること。また、多様化する人権課題の解消に向け、今までの歩みを踏まえた発展的な取り組みを行います。
- ②あらゆる人権課題におけるセーフティネット機能の役割を強化し、人権課題に直面する当事者や関係者が「センターに行けば解決の糸口がつかめる」と感じられる施設になるよう、人権相談事業について、より効果的な取り組みを行います。
- ③人権課題における当事者団体や支援団体等の活動の拠点として、施設の有効利用を図るとともに、団体間のネットワーク作りなどの支援を行います。
- ④今後、外国籍市民が増加することが予測されることから、単に外国籍市民への相談支援等を行うのではなく、多文化共生社会実現を目指した取り組みを進めます。
- ⑤「開かれたセンター」となるよう、施設の稼働率を高める取り組みを進めます。施設利用にあたっては、施設の設置目的である人権課題のすみやかな解決への取り組みや児童館機能を基軸としながら、センターが広く市民に利用されるよう多様な利用を進めます。
あわせてセンターの案内リーフレットに施設の設立経緯を明記するなど施設の性格がより理解できるよう工夫するとともに、センターの名称変更を検討します。

【主な取り組み】

- *輝くにんげんフェアの開催 *人権啓発講演会の開催 *人権啓発映画会の開催
- *各種相談事業(生活人権相談、セクシュアル・マイノリティ相談会など) の実施
- *よみかき教室かわにしの実施 *けんけんひろば(小・中学生の自主的学習活動)の実施
- *日本語ひろば(外国籍児童・生徒への読み書き指導)の実施 *多文化共生を推進する施策の実施
- *総合センターだよりの作成配付 *視聴覚教材の貸出

※【隣保館】…隣保館は、「地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う」ことを目的とした施設。

《歴史》…わが国での隣保館活動は、19世紀後半イギリスで誕生したセツルメント(=隣保館などと訳され、社会教化事業を行う地域の拠点のこと)の影響を受け、明治後期にスラム地区対策として民間の社会事業家によって設置されたことに始まる。

そして部落(同和地区)に隣保館が設置されたのは、米騒動や全国水平社の結成によって部落問題が政府をはじめ広く社会一般から重大な社会問題として認識されて以降のことである。

隣保事業の法制化がなされたのは、昭和33(1958)年の社会福祉事業法の改正によって、「隣保館等の施設を設け、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料又は、低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行なうもの」と定義されたが、貧民救済的施設としての性格を強く持ったもので、同和問題解決の視点はみられないものであった。昭和34(1959)年5月8日、同和問題関係懇談会において<同和対策要綱>が了承され、いわゆるモデル地区事業としての隣保館施設の推進や、昭和35(1960)年から同和地区隣保館への運営費補助制度が実現すると、各地に隣保館の設置が進んだ。

※【セーフティネット】…もとはサーカスなどで使う転落防止ネットのこと。これが転じて、社会的な安全網・安全策のこと

~~総合センターは、基本的人権尊重の精神にもとづき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と、子どもの健全な育成を図ることによって、人権問題の速やかな解決に資するための総合的な施設です。~~

~~総合センターでは、子どもから高齢者まで、さまざまな世代が気軽に楽しく交流できる取り組みをすすめるとともに、多様な人権問題を自由に学びあえる「場」と「機会」を提供しています。~~

~~地域に暮らす一人ひとりが主役となって人権文化豊かなまちづくりが推進できるよう、また人権啓発センターとしての機能も発揮できるよう、関係機関や人権活動団体・子育て支援団体とのネットワークづくりに取り組み、人権課題解消に向けた情報発信に努めます。~~

~~今後も、利用者や人権施策審議会からの意見を参考に、開かれた施設運営を図っていき、あらゆる差別の根絶に向けて、次の施策を推進し、さまざまな人権課題の解決に取り組んでいきます。~~

- ①豊かな人権文化を築くために交流事業を推進します。
- ②部落問題をはじめさまざまな人権問題に関する啓発を推進します。
- ③人権意識の高い、こころ豊かな子どもたちを育成します。
- ④貸館事業を通して人権活動団体・子育て支援団体を支援します。

6 人権課題への取り組み

(1) 女性の人権

◆ 現状と課題

国連や各国では、昭和50(1975)年「国際婦人年」を契機に、女性の地位の向上と真の男女平等をめざす取り組みが行われてきました。平成27(2015)年には国連持続可能な開発サミット(国際会議)で「持続可能な開発のための2030アジェンダ(プラン・計画)」が採択され、ジェンダー*平等とすべての女性及び女児のエンパワーメント*がSDGsの一つとして位置づけられました。

国では、昭和52(1977)年に「国内行動計画」を策定、昭和60(1985)年に「女子差別撤廃条約」を批准、平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」を制定、翌年には「男女共同参画基本計画」を策定と続き、現在、令和2平成27(20202015)年度からスタートした第54次基本計画にもとづき、社会のあらゆる分野において男女共同参画推進に向けた取り組みが進められています。また、平成27(2015)年に「女性活躍推進法」、平成29(2017)年に「改正育児・介護法」、平成30(2018)年「候補者男女均等法」を制定し、ワーク・ライフ・バランス*の推進や職業や政治分野での女性の参画を進めています。また令和4(2022)年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、令和6(2024)年4月に施行されました。

本市では、昭和62(1987)年に県内初の「川西市婦人センター」(現 川西市男女共同参画センター)を開設し、川西市女性プランを策定して以降、適宜プランの見直しを行いながら、男女平等に向けた政策が本格的に始まり、平成5(1993)年に策定の「川西市女性プラン(第1次)」、平成15(2003)年の「川西市男女共同参画プラン(第2次)」、平成30(2018)年の「第3次川西市男女共同参画プラン(改定版)」にもとづき、男女共同参画社会の実現に向けさまざまな取り組みを進めてきました。また、平成27(2015)年には、男女共同参画推進条例を制定しています。令和6(2024)年には、社会情勢の変化に対応するため、プランの名称を「男女共同参画推進プラン」から「ジェンダー平等推進プラン」に変更しました。

しかしながら、法が整備されるなどさまざまな取り組みは見られるものの、長い歴史の中で作られた社会通念、慣習、しきたり等は未だ根強く残っており、社会生活のさまざまな場面において女性が不利益を被ったり十分な活動ができなかったりすることが今なおあります。

また、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメントをはじめ、配偶者や交際相手など親密な関係者からの暴力(DV)、ストーカー行為なども顕在化しています。

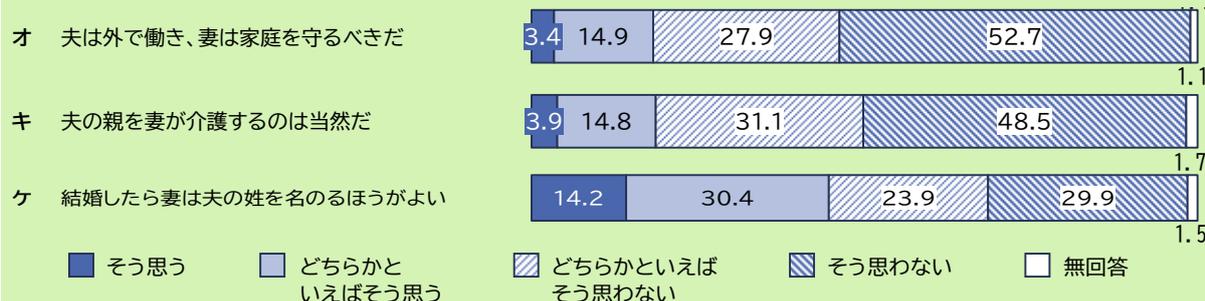
これらの背景にあるのは、男女の固定的な性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係、ミソジニー*などの男女が置かれている状況や社会意識に根ざした構造的な問題があります。それらが、男女平等の達成を困難にし、さまざまな分野で個性と能力を十分に発揮することを望んでいる女性の生き方、ひいては男性の生き方をも狭めています。

社会のあらゆる分野における活動に、女性と男性が対等なパートナーとして参画する機会が保障されるとともに、すべての人が個人として、性別にとらわれることなく、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、男女が互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現する必要があります。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。

n=710



◆ 今後の方向性

- 「~~川西市男女共同参画推進条例~~」(平成27(2015)年制定)を周知していきます。
- 「~~第4次川西市ジェンダー平等推進男女共同参画プラン~~(改定版)」にもとづき、取り組みを進めます。
- 社会的構造としての男女の固定的な性別役割分担意識やミソジニーの変革に向けてさらなる教育・啓発を推進します。
- 子育て・介護支援体制の整備や女性の就労支援などによりワーク・ライフ・バランスを推進します。
- 配偶者等からの暴力(DV)防止の取り組みでは、平成28(2016)年に開設した「川西市配偶者暴力相談支援センター」と関係機関等との連携を強化するとともに、相談窓口の周知徹底と対応の迅速化を図っていきます。

用語解説

- ※【ジェンダー】…一般的にジェンダーは社会的・文化的性差のこと。生物学的性差はSEX(セックス)のこと。ジェンダー平等とは、一人ひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決められることを意味しています。
- ※【エンパワーメント】…人が本来持っている潜在的な力や価値を引き出し、自分自身で人生を切り開いていくために必要なスキル(技術)や自信を身につけさせるという意味。
- ※【ワーク・ライフ・バランス】…仕事と生活の調和。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
- ※【ミソジニー】…主に、男性の中にある女性に対する見下し意識のこと。

【関連する市の計画・条例や法律等】

- *「川西市男女共同参画推進条例」H27(2015)-施行
- *「川西市~~ジェンダー平等推進~~男女共同参画プラン」
- *「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」S47(1972)-施行
- *「男女共同参画社会基本法」H11(1999)-施行
- *「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」H13(2001)-施行
- *「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」H28(2016)-施行
- *「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」H12(2000)-施行
- *「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(候補者男女均等法)」H30(2018)-施行
- *「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**」R6(2024)-施行

※現行の法規名、当初の施行年を記載しています。以下、同様

(2) 子どもの人権

◆ 現状と課題

平成元(1989)年に国連で採択された「子どもの権利条約」を国では平成6(1994)年に批准しました。この条約では、子どもを保護の対象としてだけでなく、権利行使の主体としても位置づけることによって、子どもの最善の利益が優先されるように社会全体で努力していく必要性を明記しています。このことにより、子どもは、ひとりの人間として尊重されるべき存在であるとともに、子どもの権利が広く認識され、子ども観の転換となりました。

本市では、平成27(2015)年に「川西市子ども・子育て計画」を策定し、子どもを取り巻くさまざまな分

野の施策を総合的に推進しています。

~~また、平成30(2018)年に策定した「川西市子ども・若者育成支援計画2018」にもとづいて、子ども若者の健やかな成長と自立に向けた支援を行っています。~~

本市では、令和2年に「第2期川西市子ども・子育て計画」を策定し、子ども・子育て施策を力強く推進してきました。

さらに令和5(2023)年に国では「子ども基本法」が施行され、地方公共団体は、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する、と明記されました。

本市では、令和5(2023)年に、「すべての子どもたちに 人生最高のスタートを」を基本理念に「川西市子ども・若者未来計画」をスタートさせました。

これは、「子ども・子育て計画」と一体的に策定し、妊娠から出産、子どもから若者に至るまで、切れ目のない支援体制の構築を図ることとしています。

一方で、いじめや体罰、暴力、虐待など、子どもをめぐるさまざまな人権侵害からの救済や人権擁護及び人権侵害の防止のために、公的第三者機関として平成11(1999)年4月に「子どもの人権オンブズパーソン制度」を全国で最初に設け、相談及び調整活動、擁護・救済の申立て等による調査活動、人権侵害の未然防止への広報・啓発活動などを展開しています。

学校・幼稚園では、「川西市人権教育基本方針」、保育所では「川西市人権保育基本方針」にもとづき、子どもは権利の主体であるということを念頭におきながら、人権を尊重する教育・保育に取り組んでいます。

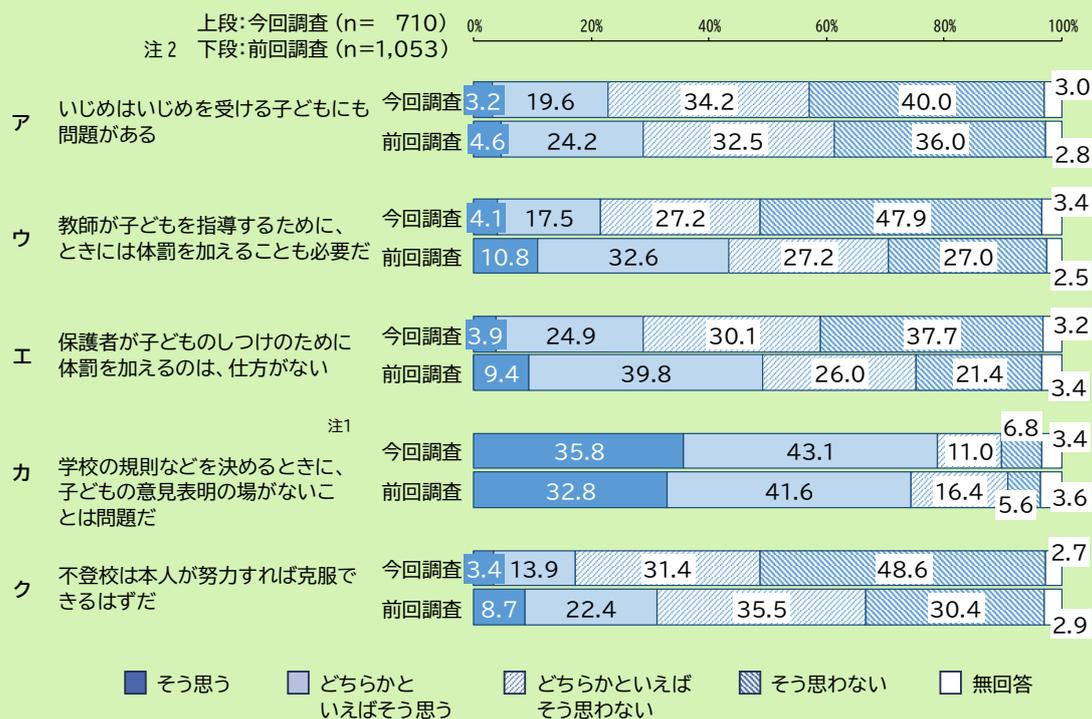
しかしながら、子どもを取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化などの家族構成の変化、子育てにおける不安・負担、孤立感を抱える保護者の増加、都市化・高度情報化が進展する中での地域社会とのつながりの希薄化、子ども集団での多様な体験機会や遊び場、遊ぶ時間の減少、インターネット中心のコミュニケーションの増加、また、社会問題化している家庭の経済格差の拡大による「子どもの貧困」*や「ヤングケアラー」*の問題など、子どもの心の成長や発達にとって厳しさが増してきています。

このような状況において、児童虐待、家庭内暴力、少年非行などの問題行動、学校での暴力(体罰)、いじめ(インターネットや携帯電話・スマートフォンなどのコミュニケーションツールを使ったいじめを含む)、ひきこもり、児童ポルノ等の性の商品化、携帯電話・スマートフォンを媒介とした出会い系サイトなどにより事件に巻き込まれるケースなどの問題も起こっています。

これらの状況を踏まえ、家庭や地域社会における子育てや学校教育のあり方及び支援の方法を見直していくとともに、おとな社会の利己的な風潮や金銭・物質的価値優先の考え方、おとなが子どもを一人の人格者としてとらえていないことなどを問い直していくことが求められています。

そのためには、未来を担う子ども一人ひとりの人格を尊重し、健全に育てていくことの大切さを改めて認識するとともに、おとな自身の自尊感情が高められることが、子どもの自尊感情を高めることになり、さらに、他人を大切にできることへつながっていきます。特に保護者の認識を高めていくほか、保護者への相談窓口や子育て支援の充実、子育て環境の改善なども同時に必要となります。

Q あなたは、次のような「子どもの人権」に関する意見や考え方について、どう思いますか。



◆ 今後の方向性

保護者や家庭が子育てを主体的に行っていくるように、学校や地域など社会全体が積極的に子育てに関わりをもち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長・発展につながっていきます。そのために、次の取り組みを進めます。

● **令和5(2023)年から始まった「川西市子ども・若者未来計画」** ~~令和2(2020)年度からスタートする「第2期川西市子ども・子育て計画」~~にもとづいて ①親と子のいのちと健康を守る ②子どもに応じた教育保育を提供する ③子どもたちを社会全体で健やかに育む ④**子どもの権利と安全を守る**⑤**すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援する** ⑥**社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援する** の6つの ~~4つの~~基本目標を掲げて推進するとともに、関係機関やさまざまな担い手との連携・協働を図りながら、子ども・子育て支援、子どもの健全育成を推進します。

● ~~「川西市子ども・若者育成支援計画 2018」にもとづいて ①すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援します ②社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族を支援します~~ の ~~2つの~~重点目標を掲げて推進します。

● 人権教育・保育については、子どもは一人の独立した人格をもち、^{きょうじゅ}権利を享受し行使する主体であるという「子どもの権利条約」の基本理念を踏まえながら、人権教育基本方針や人権保育基本方針にもとづき、子どもの発達段階やライフステージに応じて推進します。

● 平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、市においても、平成27(2015)年に「川西市いじめ防止基本方針」を定め、未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめを人権問題としてとらえ、その方針に沿って、市、学校、家庭、地域、その他の関係者が連携し、いじめの問題を克服していくことをめざしていきます。

● 子どもの最善の利益を確保するという観点から、第3者機関である「子どもの人権オンブズパーソン」

の活動を一層推進し、子どもたちのSOSを受け止め、子どもたちをエンパワメントする(潜在的にもっている力を伸ばす)よう取り組んでいきます。

さらに、子どもたちの人権が十分に保障されるよう、関係機関に対して是正や改善を求めて勧告や意見表明などの提言を行い、制度改善につなげていきます。

●子どもの人権オンブズパーソン制度や子どもの権利条約の認知度をより高めるための広報・啓発活動を推進します。

●子どもの権利条約の具現化の一つとして、子ども自身が「権利」や「人権」を体験し、学び、実践する事業を企画していきます。

用語解説

※【子どもの貧困(「子どもの貧困解消法」 R6 改正)】

…基本理念に、現在の貧困解消だけでなく、将来の貧困を防ぐことを掲げられた。こどもの貧困が、その家族の責任としてのみ捉えるべきではないことも明記。こどもがその権利、利益を害され、社会から孤立することのない社会を実現するとした。また、こども大綱に定める事項に、ひとり親世帯の養育費受領率などを追加。国や地方公共団体が、こどもの貧困の実態や、施策の在り方などについて調査研究などを行うことも盛り込まれている。

さらに、国や地方公共団体が、こどもの貧困に取り組む民間団体の活動を支援するため、財政上の措置を行うことも明記された。

※【ヤングケアラー(問題)】

…「ヤングケアラー」とは、本来おとなが担うと想定されている家事や育児、家族の世話(介護)などを日常的に行い、かつそれらの責任や負担の度合いが著しく高い(主観ではなく、客観的に)、子どもの権利(人権)が十分に守られていない18歳未満の子どものこと。(たんなる親等の「お手伝い」程度のことではありません。)

令和2(2020)年度の厚生労働省の調査によると、中学生のおよそ17人に1人がヤングケアラーであることがわかりました。また、そのうちの約7割が「相談した経験はない」と回答し、その理由を聞くと、

- ①誰かに相談するほどの悩みではない。
- ②相談しても状況が変わると思えない。
- ③家族のことは話しにくい。
- ④誰に相談していいのかわからない。
- ⑤家族に対して偏見をもたれたくない。
- ⑥家族のことを知られたくない。

の6つが上位を占めました。

* (課題) 上記の子どもたちの回答からわかるように、単に行政等の相談窓口の周知だけでは課題解決には向かわないことがわかります。いかに「能動的」にそのような子どもたちと接点を持ち、関わりをもっていけるのか、教育、行政、地域社会などが思考し、行動・支援していくことが求められます。

* ヤングケアラーは増えてきているのか?…ひと昔前とは単純に比較は難しいですが(ひと昔前なら子どもが一家の労働力としてきょうだいの面倒をみたり、働きに出たりすることは当たり前の時代もあったから)。しかし現代的視点から言えば、ひと昔前とは違った社会的背景(核家族化や一人親世帯の増加など)から増えてきているといえるでしょう。

【関連する市の計画・条例や法律 等】

*「川西市人権教育基本方針」 H20(2008)-策定 ※資料編掲載

*「川西市人権保育基本方針」 H23(2011)-策定 ※資料編掲載

*「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」 H10(1998)-制定 ※資料編掲載

~~*「川西市子ども子育て計画」~~

~~*「川西市子ども若者育成支援計画」~~

→ 「川西市子ども・若者未来計画」

*「川西市いじめ防止基本方針」 H27(2015)-策定

*「児童福祉法」 S23(1948)-施行

*「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」 H11(1999)-施行

*「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」 H12(2000)-施行

*「いじめ防止対策推進法」 H25(2013)-施行

*「子どもの貧困対策の推進に関する法律(子どもの貧困対策推進法)」 H26(2014)-施行

↓ R6(2024)-改正

*「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(子どもの貧困解消法)」

*「こども基本法」 R5(2023)年-施行

(3) 高齢者の人権

◆ 現状と課題

国連では、平成3(1991)年に、「高齢者のための国連原則」として、高齢者の「自立」「参加」「ケア」「自己実現」「尊厳」の5原則を採択しました。また、その原則を普及・具現化させるため、平成11(1999)年を「国際高齢者年」と定め、高齢者を受益者としてのみでなく、社会発展の主体者としてとらえ、高齢者が自ら要求し、行動することの重要さと自ら参加して豊かなくらしを築くことは、後の世代の人々の幸せにもつながるものであるとしています。

~~日本は、人口の高齢化が急速に進行しており、内閣府によると、総人口に占める65歳以上の人口割合(高齢化率)は、平成31(2019)年4月1日現在で、28.3%となっており、総人口が減少するなかで、高齢化率は上昇し続け、令和18(2036)年には33.3%、令和47(2065)年には38.4%となると予想されています。そのような中で、国では~~

また、平成7(1995)年には、「高齢社会対策基本法」が制定され、高齢社会対策を総合的に推進してきました。

一方、平成12(2000)年に、介護の社会化に向けて「介護保険制度」が導入されるとともに、高齢者などの権利を保護し、支援するため、「成年後見制度」が創設され、平成17(2005)年には、「高齢者虐待防止法」が制定されました。

日本の総人口は、総務省統計局の人口推計によると、令和5(2023)年10月1日時点で、1億2,435万人と13年連続の減少となっています。そのうち、15~64歳人口の割合は59.5%(7,395万人)であり、令和3(2021)年・令和4(2022)年と過去最低であった年に比べると、0.1ポイント上昇となっています。また、65歳以上人口は29.1%(3,622万人)と、過去最高を更新しており、将来的にも更なる少子高齢化の進行が見込まれています。

本市の高齢化率(65歳以上の人口割合)では、国の高齢化率を上回り、川西市住民基本台帳によると、令和6(2024)年3月31日現在で31.5%と国の高齢化率を上回り、約3.2人に1人は高齢者となっており、(高齢化は急速に進行しています。平成31(2019)年3月31日現在の高齢化率は、31.0%となっており、日常生活圏域(概ね中学校区)の中では、40%を超える高齢化率を示しているところもあります。

そうした状況の中、高齢者を社会全体で支え、一人ひとりが自分の能力を活かして、自立した生活を送ることにより住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して自分らしく住み続けられ生涯を暮らしていけるよう、地域共生社会の実現に向け、令和5年(2023)年度に「第6期川西市地域福祉計画」と「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」、平成30(2018)年に「川西市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」と「第5期川西市地域福祉計画」を策定し、高齢者等の地域課題に対し、総合的な保健福祉サービスの提供をしていくことをめざしています。

高齢化と人口減少が同時に進行する中、寝たきりや認知症等で介護を必要とする高齢者の増加、「老老介護」の問題の深刻化、高齢の親と仕事をもたない子どもの問題(「8050」問題)、保健福祉サービスに対する市民ニーズの高度化、複合化、多様化など、地域保健を取り巻く状況は著しく変化しています。

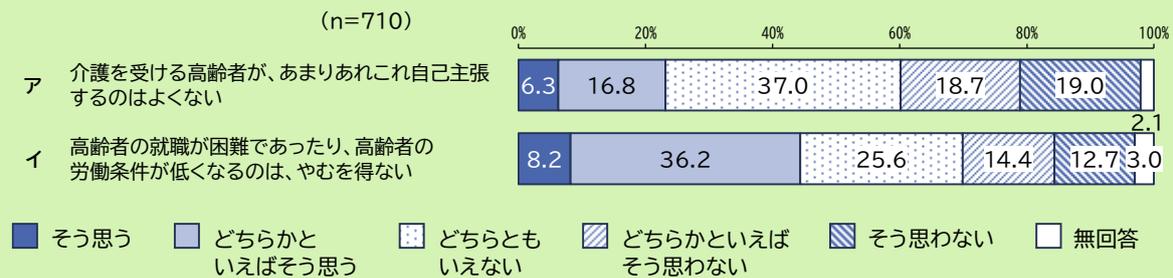
また、高齢者に対する身体的、心理的な虐待や、財産権の侵害をはじめとする経済的虐待などが報告されており、虐待をしている人が、高齢者の世話をしている家族などの介護者の場合が多くなっています。他にも、高齢者に係る悪徳商法、詐欺、年齢を理由とした賃貸住宅への入居拒否など高齢者の人権問題として深刻な状態となっています。

このようなことから、高齢者や日常的に高齢者の世話をしている家族などの介護者の負担軽減や地域における相談、指導、助言などの支援、高齢者の権利保護などのために、「地域包括支援センター」や「成年後見制度」のさらなる周知や利用促進などに努める必要があります。

高齢者が、寝たきり、認知症、要介護等、どのような状態になっても、人間としての尊厳を保ち、自立して高齢期を過ごすことのできる長寿社会の実現に向け、支援体制を充実させるとともに、実情に沿った啓発を進めなければならない必要があります。

また、高齢者が社会を構成する一員として認められ、各種の活動に参加できるよう支援していくことが必要です。

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



◆ 今後の方向性

●「第6期川西市地域福祉計画」及び「川西市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」にもとづき、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を基本に事業を推進します。

●人権問題としては、特に高齢者が地域で安心して尊厳ある、その人らしい生活ができ、生きがいを持って地域社会に主体的に参加できるよう、高齢者に対する偏見の解消や認知症に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、高齢者に関するさまざまな相談を受けとめ、適切な機関や制度、サービスにつなぎ継続的にフォロー（支援）していく「地域包括支援センター」についても周知・啓発に努めます。

●高齢者の財産の侵害、虐待等の人権課題については、「高齢者虐待防止法」にもとづいて、その早期発見に努めるとともに、虐待防止に向けたネットワークの充実に努めます。

●認知症などによって判断能力が不十分である人に対する契約や財産管理に関する問題については、その対応が的確にできるよう川西市成年後見支援センター「かけはし」、「地域包括支援センター」等と連携しながら、成年後見制度の利用促進を図っていきます。

●成年後見制度利用の周知と啓発を推進するとともに相談・支援体制の充実に努めます。

●複雑で複合的な課題に対応できるよう、世代や分野を問わない包括的な支援体制構築に向けて、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援等を一体的に実施する重層的支援体制整備事業を実施します。

●認知症の本人やその家族が、住み慣れた地域で生活を続けていくためには、相談支援や地域の見守り体制等をより一層充実させるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、認知症バリアフリーを推進するなど「認知症対策アクションプラン」に基づき認知症施策の充実に努めます。

【関連する市の計画・条例や法律 等】

- *「川西市地域福祉計画」
- *「川西市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」
- *「老人福祉法」 S38(1963)-制定
- *「介護保険法」 H12(2000)-施行
- *「高齢社会対策基本法」 H7(1995)-施行
- *「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」 H18(2006)-施行
- *「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 H18(2006)-施行

(4) 障がいのある人の人権

◆ 現状と課題

国連では、昭和50(1975)年に「障害者の権利宣言」を採択し、その後、平成18(2006)年に障がいのある人の基本的人権を促進、保護し、固有の尊厳の尊重を促すことを目的とした「障害者権利条約」が採択されました。

国では、平成5(1993)年に障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改め、精神障がい者も障がい者と位置づけ、施策が総合的かつ計画的に推進され、平成15(2003)年度からは「新障害者基本計画」にもとづき、誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現をめざした取り組みが行われてきました。

平成24(2012)年には、「障害者基本法」の基本原則をより具体化する法律として「障害者差別解消推進法」が制定され、平成28(2016)年4月から施行されました。

本市では、平成9(1997)年3月に「障がい者の主体性、自立性の確保」「すべての人のための平等な社会づくり」の実現をめざして、「川西市障がい者福祉計画」を策定し、「障がい者一人ひとりの誇りあるまちづくり」を基本理念として、障がい者施策を総合的、計画的に展開してきました。

しかしながら、障がいの重複化、本人や保護者の高齢化などが進み、それぞれの障がい者の特性やニーズに対応した福祉施策の充実が一層求められています。また、制度の変化に合わせ、発達障がいへの対応や身体、知的及び精神の三つの障がいを一体的に対象とした障害福祉サービスの提供など、新たな視点を踏まえた施策の充実が必要となってきたため、平成24(2012)年に計画を見直しました。

また、平成30(2018)年度から令和5(2023)年度までの6年間を計画期間とする「川西市障がい者プラン2023」を策定し、「みんなとつながる 安心と共生の社会の実現」の基本理念のもと、障がい者施策を総合的に推進し、障がい者(児)が必要なサービスを利用し、地域で安心して生活できるとともに、社会参加の機会が確保されるよう、地域共生社会の実現に向けたサービスの充実に努めてきました。

しかし、この間の障がい者を取り巻く現状をみると、障がいの多様化や本人及び介護者の高齢化が一層進んでおり、親なき後を見据え、障がい者が自らの望む地域生活を営むための支援の充実が求められているほか、地域生活への移行を進めていくための仕組みづくり、就労促進、権利擁護、障がい児支援といったさまざまな課題への対応が求められています。

そこで、令和6年度からは、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を含む、「川西市障がい者プラン2029(第8次川西市障がい者計画)」に基づき、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えるとともに、中長期的な視点に立って、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進していきます。

には、「川西市障がい者プラン2023(第7次川西市障がい者計画)」を策定し、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定にもとづき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するまちづくりをすすめています。

すべての人の人権が尊重されるように、「障がい」も、人間がもつさまざまな違いの一つと考え、違いを理解し、尊重し、共に生きていけるような(インクルージョン[※])社会を築いていかなければなりません。障がいのある人は、社会を構成する一員として、地域の中で暮らしていく上で、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加することが保障されるべきですが、未だに物理的、心理的、社会的障壁が存在し、その自立と社会参加の機会が十分に確保できている状況とは言えません。さらに障がいのある人に対する虐待や暴行、財産の侵害などの人権問題も起こっています。

障がいのある人が、障がいを理由とした差別を受けることなく、ライフステージのすべての段階において、一人の人間として尊重され、市民として地域で孤立することなく、安全で安心な日常生活と充実した社会生活を送るためには、障がいのある人一人ひとりのニーズに対応した適切な個別の支援をする必要があります。また、公共交通や公共情報、医療・福祉・教育などの公共サービスが、さまざまな障がいのある人に利用可能な状態(アクセシビリティ[※])になっていなければなりません。

そのためには、障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応した在宅支援を充実していくととも

に、建物や交通機関などのバリアフリー※整備、手話通訳者・要約筆記者などの養成、外出の際の付き添いなどのサービス整備を図っていく必要があります。

さらに、ノーマライゼーション※やユニバーサルデザイン※といった理念に対する理解を促進していくとともに、障がいのある人に対する偏見や差別をなくすために、人権教育・人権啓発に取り組み、市民の「障がい」に対する理解を深める必要があります。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



◆ 今後の方向性

●障がいのある人が、安心して地域で生活できるよう、「川西市障がい者プラン2029（第8次川西市障がい者計画）障がい者プラン2023」にもとづいて、①「ともに学び、活動し、ともに支え合う共生社会の推進とともに支え合うことのできる地域づくり」②「自分らしく輝き、多様な社会参加と自立に向けた支援の充実本人の意思を尊重した社会参加の促進」③「一人ひとりに寄り添った幸せな暮らしの実現安心して暮らすためのサービスの充実」④「障がいのある子どもたちの健やかな育成と豊かな未来の実現障がい児支援」の4つの目標を柱に事業を推進します。

●障がいに対する理解への啓発活動を推進するほか、地域との交流活動や福祉活動に携わる人材の育成、多様な学習の場を通じ、相互理解を深め、ともに支え合う、つながり合うことのできる地域づくりを進めます身体障がい、知的障がい、発達障がいのある子どもたちに対する教育・療育環境の整備と交流教育の推進を図るとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が受けられるように、特別支援教育の充実を図ります。

●障がい者を含め、すべての人にとって安全、安心して暮らしやすい地域づくりのために、施設等のバリアフリー化や防災、防犯を推進します市民の一人ひとりが、障がいを一人ひとりの個性として受け止め、社会の一員として等しく、その人権や意思を尊重し、ともに暮らす社会を実現するため、子どもや地域、学校等の関係者などに、あらゆる機会をとらえ効果的な人権教育・人権啓発を行います。

●障がい者の雇用、就労を支援する拠点づくりを進め、一般企業などでの就労が困難な人を対象とする働く場や活動の場の充実、障がい者の就業拡大並びに就業後の職場定着支援を更に推進するとともに、多様な文化活動、スポーツ活動の促進を通じ、余暇の充実を図ります。今後も障がいのある人が、地域のみんなの理解のもと、一人の地域住民として共に暮らしていくための趣味活動、余暇活動、社会貢献活動、地域活動等への参画を促し、社会参加を通じた交流機会を増やしていきます。

●障がい者が自分の考えで意思決定できるよう、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や改正障害者差別解消法、市手話言語条例に基づいて、情報提供、意思疎通支援の充実、権利擁護等の推進を図ります障がいのある人が「権利の主体」として、自らの決定・選択にもとづき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画できるような社会を構築します。

●障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性や特性に応じて相談支援、サービスの提供体制の整備を引き続き進めるとともに、地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進のため、保健、医療、福祉、

保育、教育、就労支援機関や事業所などと連携を図ります。「障害者差別解消推進法」並びに「不当な差別的取り扱いの禁止」及び「合理的配慮の実施」の周知、啓発を行います。また、市職員は、「川西市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき取り組みます。

用語解説

- ※【インクルージョン】さまざまな理由で社会から排除されている人々を再び社会の中に受け入れ、尊厳ある暮らしができるようにすること。
- ※【アクセシビリティ】情報やサービスを高齢者、障がい者なども含めたあらゆる人が、どのような環境においても不自由なく利用できるかどうかの度合いを現す概念。近づきやすさ、アクセスのし易さ。
- ※【バリアフリー】障がいのある人や高齢者などが社会生活をしていく上で、さまざまな障壁（バリア）となるものを取り除き、障がいのある人などの自立や社会参加をしやすいように整えること。
- ※【ノーマライゼーション】高齢者、障がいの有無といった年齢や社会的マイノリティといったことに関係なく生活や権利などが保障された環境を作っていく考え方。
- ※【ユニバーサルデザイン】障がいのある人や高齢者などはもちろんのこと、はじめから誰もが利用しやすいように、まちづくりや物づくりを行っていくとする考え方。

トピックス

令和6(2024)年7月、旧優生保護法のもとで障がいなどを理由に不妊手術を強制された人々が国を訴えた裁判の判決で、最高裁判所大法廷は、旧優生保護法は「立法段階から憲法違反」だとして、国に賠償を命じる判決を下しました。そのうえで「国は長期間にわたり障がいがある人などを差別し、重大な犠牲を求める施策を実施してきた。責任は極めて重大だ」と指摘し、国に賠償を命じる判決が確定しました。

- ※「優生保護法」…昭和23(1948)年から平成8(1996)年までの48年間存在
第1条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。
第2条 この法律で優生手術とは、生殖腺を除去することなしに、生殖を不能にする手術で命令をもって定めるものをいう。

【関連する市の計画・条例や法律等】

- *「川西市障がい者計画(障がい福祉計画・障がい児福祉計画)」
- *「障害者基本法」S45(1970)-施行
- *「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(精神保健福祉法)」S25(1950)-施行
- *「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」H17(2005)-施行
- *「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」H18(2006)-施行
- *「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消推進法)」H28(2016)-施行 ※資料編掲載

(5) 部落差別に関する人権課題

◆ 現状と課題

部落問題は日本固有の人権問題です。国においては、昭和44(1969)年の「同和对策事業特別措置法」の制定をはじめ、数次にわたる特別立法措置がとられ、平成14(2002)年3月まで同和对策事業として環境改善などを中心に総合的な措置が講じられてきました。

本市においても、昭和52(1977)年に設置された「川西市同和对策審議会」の答申にもとづき、「川西市同和对策事業総合計画」を策定し、生活環境整備、生活向上対策、教育・人権対策を中心に事業、施策を実施してきました。

これまでの取り組みによって、同和対策事業対象地域の生活環境などは一定改善されましたが、現在でも全国的に結婚をはじめとした差別事象、不動産売買や転居などの際に同和地区を避けるという忌避意識、インターネットによる差別書き込みや「現代版地名総鑑」にあたる被差別部落(住所地)の暴露、身元調査に絡んだ戸籍謄本等不正取得事件など、まだまだ課題が残っています。これらの課題は、本市においても決して例外ではありません。

その中で、本市では、差別の要因にもなる住民票の写しや戸籍謄本などの不正取得の防止や不正請求の抑止をはかるため、住民票の写しなどを代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に、その交付の事実を通知する「本人通知制度」を平成26(2014)年3月から導入しました。

平成28(2016)年には、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律では、現在もなお部落差別が存在すること、部落差別は許されないものであるとの認識の下でこれを解消することが重要な課題であること、部落差別の解消のため、国や地方公共団体の責務や相談体制の充実、教育や啓発の推進、実態調査の実施などについて明記されました。

平成30(2018)年10月からは、毎月1回、人権担当職員による、「インターネット・モニタリング事業」を開始しました。(モニタリングの検索ワードは、川西市に属する部落差別)

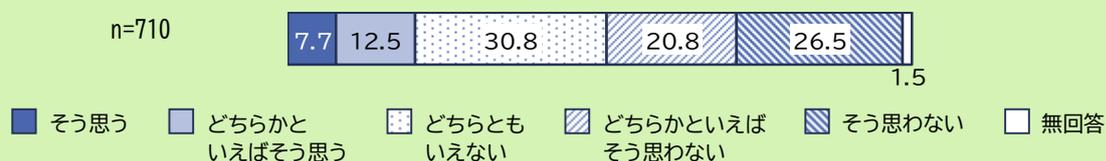
部落問題を解決するためには、市民一人ひとりが、この問題を正しく理解し、部落問題の解決を自分自身の課題としてとらえることが大切であり、そのためにあらゆる機会を通じて、人権教育、人権啓発を推進していくことが求められます。

また、人々にある差別意識を利用して、企業や行政等へ不当な圧力をかけて、高額な書籍等を売りつけ、私的な利益を得ようとする、いわゆる「えせ同和行為」は、部落問題の解決を阻み、部落差別を助長するもので、不当な要求には毅然とした態度で拒否する姿勢を示し、時に法令遵守の厳しい姿勢(法務局等への相談、警察への連絡など)で対応することが必要です。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか？

キ 部落(同和)問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがよい



2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたが、住宅を購入したり、借りたりする時に価格や広さなどの条件が希望どおりの物件が部落(同和地区)内にあると知った場合、どうすると思いますか。



◆ 今後の方向性

●部落差別解消推進法について、引き続き法令周知に努めるとともに、偏見や差別意識を解消するため、正しい知識を理解し、差別的な発言や偏見に基づいた情報などを批判する力を身につけることができるように、市職員や教職員の研修の充実や、市民等への人権教育・人権啓発に取り組みます。

●基本的人権尊重の精神にもとづき、住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上と、児童の健

全な育成を図ることによって、人権問題の速やかな解決に資するための総合的な施設である、川西市総合センターを中心に、隣保館事業や相談事業を推進します。

- 「えせ同和行為」対応については、啓発と法務局や警察との連携を図ります。
- 「本人通知制度」について、多くの人に登録していただくよう、職員をはじめ市民に周知・啓発していきます。
- インターネット上で差別的な書き込みをモニタリング（監視）することで、拡散防止と抑止効果を図ることを目的とし、重大な人権侵害や差別意識、偏見を助長するような書き込みがあった場合について、プロバイダなどに対し削除要請する「インターネット・モニタリング事業」については、引き続き兵庫県や法務局等と連携をはかりながら実施します。するとともに、全国的な動向などから、その効率的・効果的手法なども検討していきます。

【関連する市の計画・条例や法律 等】

- *「同和対策事業特別措置法」 S44(1969)-施行
- *「地域改善対策特別措置法」 S57(1982)-施行
- *「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(地对財特法)」 S62(1987)-施行
- ※H14(2002)年3月-同和対策に関する特別措置法(33年間)は終了
- *「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」 H28(2016)-施行～現在 ※資料編掲載

(6) アイヌの人々の人権

◆ 現状と課題

アイヌの人々は日本における少数民族として、北海道を中心に固有の言語、伝統的な儀式・祭事、多くの口承文学(ユーカラ)など、独自の豊かな文化をもっていますが、近世以降のいわゆる同化政策などにより、今日では、その文化の十分な保存・伝承が図られているとは言い難い状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、

これらを次の世代に継承していくうえでの重要な基盤が失われつつあります。

国では、平成9(1997)年に「アイヌ文化振興法」が制定され、さらに平成20(2008)年には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両議院で採択されました。採択され、政府が初めて、アイヌの人々を先住民であると認めました。

また、令和元(2019)年「アイヌ民族支援法」が施行されました。この法律は、「アイヌ文化振興法」に代わるもので、アイヌ民族を日本の先住民族であると法律の上でも認め位置づけ、差別の禁止を定め、観光や産業の振興を支援する新たな交付金制度の創設などが盛り込まれています。

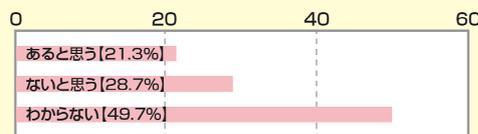
令和2(2020)年には、北海道白老郡白老町に、アイヌ文化の復興・創造の拠点として「民族共生象徴空間」(愛称:ウポポイ)が開業しました。しかし、その後ウポポイで働いている人たちを含めアイヌの人々に対する多くのヘイトスピーチが行われています。

また、北海道をはじめとしながら、居住する地域においては、他の人々とお格差があり、未だ理解が十分でないために、結婚や就職などで人権侵害が起こっています等における偏見や差別が依然として存在しています。

●内閣官房・内閣府「アイヌに対する理解度に関する世論調査」

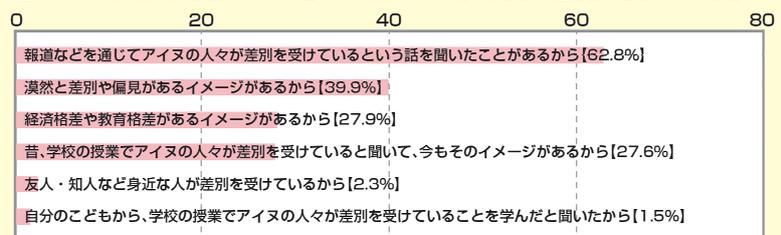
(令和4年11月調査)から

アイヌの人々に対する差別や偏見の有無



差別や偏見があると思う理由

差別や偏見が「あると思う」と答えた者に、複数回答(%)



◆今後の方向性

- 厚生労働省の「アイヌの人々の相談事業」を広報します。
- アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深めていくため、関係機関等との連携の中で人権教育・人権啓発の推進に努めます。

【関連する市の計画・条例や法律 等】

- *「北海道旧土人保護法」 M32(1899)～ H9(1997)-廃止
- *「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律(アイヌ文化振興法)」
H9(1997)-施行、H31(2019)-廃止
- *「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
(アイヌ民族支援法施策推進法)」 R1(2019)5月-施行、R4(2022)-改正 ※資料編掲載
- *「アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針」 R1(2019)年9月-閣議決定

(7) 外国人の人権と多文化共生 ~~ヘイトスピーチ*問題~~

◆ 現状と課題

~~外国人の人権~~

近年の国際化時代を反映して、日本に在住(在留)する外国人は年々増加しています。本市においても、令和5(2023)年10月元(2019)年9月末現在、約1,800~~45カ国~~、約1,400~~人~~の外国人~~籍~~市民~~住民~~が居住しています。

国連においては、昭和23(1948)年の「世界人権宣言」の採択以降、「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「人権差別撤廃条約」などが採択され、国際的な人権基準が形成されてきました。

国においても、一連の人権条約を批准して、~~国籍条項で制限されてきた多くの社会保障制度を部分的に適用するようになり~~、平成24(2012)年には、~~人権的視点からは、問題のあった~~「外国人登録法」が廃止されました。~~、~~平成28(2016)年には「ヘイトスピーチ解消推進法」が施行されました。

そのような中で、在住外国人をとりまく社会状況や人権課題はも多様化、深刻化してきています。特に、歴史的経緯~~に由来する~~への理解不足から、在日韓国・朝鮮人をめぐる人権問題は依然として残っています。

近年渡日してきた外国人(ニューカマー*)に対するのほか、その他の在日外国人に対する就労差別や~~入居・入店拒否など~~、また、外国人労働者(技能実習生など)に関する人権問題~~なども新たに~~発生しています。

外国籍市民は日本語の習得が不十分なため、医療、学校、行政等の必要な情報収集が難しく、他との交流が少なくなり、孤立や行政サービスが受けられない等の問題、課題があります。

一方、国内では、少子高齢化が深刻化し、平成31(2019)年には、外国人労働者の受け入れのため「改正出入国管理及び難民認定法」に伴う新たな在留資格(特定技能)が設けられ、今後、より多くの外国人の増加が予想されます。

本市では、平成6(1994)年に「川西市在日外国人教育指針」を策定し、子どもたちに対する人権教育の推進や、国際理解、国際化の推進に向けたさまざまな取り組みを行っています。

国籍や民族の違いを越え、互いの文化的差異や多様性を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員としてともに生きていく多文化共生のまちづくりを推進する必要があります。

(1)外国籍市民の人口と国籍数の推移について

	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R.3.31	R5.3.31	R5.10.31
人数(人)	1,210	1,238	1,235	1,308	1,446	1,425	1,439	1,643	1,836
国籍数	40	42	40	43	47	50	51	50	50

※本市の外国籍市民の人数と国籍数は増加傾向にあります。

(2)国籍別人口の推移(令和5年10月現在の上位5カ国、その他の国)

	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31	R5.3.31	R5.10.31
韓国・朝鮮	770	745	722	708	695	675	665	654	648
ベトナム	41	69	49	77	178	160	177	233	271
インドネシア	15	16	23	31	53	53	71	157	238
中国	178	184	191	210	216	199	186	199	188
ネパール	22	34	42	51	52	57	59	85	117
その他の国	184	190	208	231	252	281	281	315	374

※平成28(2016)年3月末時点では、外国籍市民1,210人のうち韓国・朝鮮籍の人は770人で63.6%を占めていましたが、令和5(2023)年10月末現在では647人で35.2%と、その人口は年々減少しています。一方、その他の外国籍市民の人口は増加しており、全体の64.8%を占めています。特にベトナム、インドネシア、ネパール籍の増加が顕著です。

(3)在留資格別人口について (人)

(令和5年10月現在)

在留資格	特別永住者	永住者	技能実習	技術・人文知識・国際業務	日本人の配偶者等	家族滞在	留学	定住者	永住者の配偶者等	技能	特定技能	その他*
韓国・朝鮮	560	48	0	12	9	8	0	6	2	0	0	2
ベトナム	0	6	83	50	5	23	14	0	1	0	34	60
インドネシア	0	14	43	1	1	2	93	0	0	0	51	126
中国	1	105	13	10	9	17	4	9	1	1	4	18
ネパール	0	3	0	4	0	33	45	0	0	15	8	54
その他の国	1	129	13	11	60	2	64	18	1	1	32	1565

*在留資格「その他」:教授、宗教、高度専門、経営・管理、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、特定活動。
 ※特別永住者はほとんどが韓国・朝鮮籍の人で、技能実習生はベトナム、インドネシア籍の人が多い状況です。

Q あなたは、次のような行為や状態などについて、人権の観点から問題があると思いますか。



~~ヘイトスピーチ問題 近年、在日韓国・朝鮮人など特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動いわゆるヘイトスピーチとして頻発するなど人権が著しく侵害される状況が起こっています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感、差別意識を与えるだけでなく、当事者の尊厳を傷つけ、生命への恐怖心を与える可能性もあり、決して許されることはありません。~~

~~平成26(2014)年7月には国連自由権規約委員会、同年8月には国連人種差別撤廃委員会から、日本政府に対してヘイトスピーチへの対処が勧告されました。~~

~~平成28(2016)年には、「ヘイトスピーチ解消推進法」が施行され、地方自治体も、不当な差別的言動の解決に向けた取り組みに関し、地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることと明記されました。~~

◆ 今後の方向性

- 平成31(2019)年4月に、新たな外国人労働者の受け入れのため、在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法が施行され、今後、より多くの外国籍の方外国人が入国することが予想され、本市においても外国籍市民の方が増加することが予想されることから、公的機関や生活インフラ(産業や社会生活の基盤となる施設)の多言語化などを推進します。
- 行政からの情報が外国籍市民に届くよう、やさしい日本語、多言語の発信に努め、外国人が行政に相談しやすい環境作りに取り組みます。
- 外国人及び外国出身者に対する差別意識や民族的偏見及び差別的言動、ヘイトスピーチを解消するために、それぞれの文化や歴史(特に、在日韓国・朝鮮人に関しては、現在、日本に定住している歴史的経緯)を正しく認識し、お互いの立場を尊重し合えるよう、地域、学校、職場などで啓発活動を推進します。
- 外国人との出会いや交流の場を設け、お互いに母国語を大切にしながらにおいて相互理解と国際意識の向上を図るとともに、日本語講座の開催などや異文化交流を国際交流協会や他機関と連携し、外国人が地域の中で暮らしやすいよう支援に努めます。
- 日本語学習の充実
 - ア.日本語に不自由を感じている人を対象とした、総合センターの「よみかき教室」を充実します。
 - イ.日本語の習得を希望する小学生・中学生のために、総合センターで実施しているけんけんひろばの「日本語ひろば」を充実します。
 - ウ.市民団体が開催する日本語教室などの活動を支援します。
- 相談窓口の充実
 - ア.外国籍市民を対象とした相談窓口を設置します。
- 多文化共生の庁内推進体制について
 - 関係部署による連絡調整の場を設け、多文化共生の考え方について共通認識を図るとともに、外国籍市民に関する現状や課題を共有し、その改善策を検討することで、よりよい支援、取り組みを推進します。
- 市民、関係団体、事業者等との連携
 - 多文化共生社会の実現は、行政だけで成し遂げられるものではなく、市民等との協働が不可欠ですのため、外国人と関わりのある市民、多文化共生・国際交流等の関係団体、外国人を雇用する事業者などと連携しながら推進します。

用語解説

※【ヘイトスピーチ】一般的に特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動のこと。

※【ニューカマー、オールドカマー】

1980年代以降、来日したアジアや南米出身者などをニューカマーと呼び、戦前から居住する在日コリアンなど旧植民地出身者とその子孫をオールドカマーと呼ぶ。

トピックス

●『人種など理由に繰り返しの職務質問は差別にあたり憲法違反だ』と外国出身3人が東京地裁に提訴

愛知県警察本部が作成したとみられる若手警察官向けのマニュアルには、「一見して外国人と判明し、日本語を話さない者は、必ず何らかの不法行為があるとの固い信念を持ち、徹底した追及、所持品検査を行う」などの記載があったとのこと。
(令和6(2024)年1月 NHK報道より)

人種や肌の色、国籍などを理由に相手を選ぶ職務質問や取り調べは「レイシャルプロファイリング」と呼ばれ、国連の人種差別撤廃委員会が防止のためのガイドライン策定などを各国に勧告するなど、国際的な問題となっています。

※レイシャル・プロファイリング・・・レイシャル(人種的)と、プロファイリング(犯人像の分析)を組み合わせた言葉。警察が、人種や肌の色といった外見を根拠に「犯罪傾向が高い」と判断し、職務質問や捜査対象にすることなどを指す。

●「ハイトスピーチ」問題

近年、在日韓国・朝鮮人など特定の民族や国籍の人々に対する差別的言動(いわゆるハイトスピーチ)として頻発するなど人権が著しく侵害される状況が起っています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感、差別意識を与えるだけでなく、当事者の尊厳を傷つけ、生命への恐怖心を与える可能性もあり、決して許されることではありません。

平成26(2014)年7月には国連自由権規約委員会、同年8月には国連人種差別撤廃委員会から、日本政府に対してハイトスピーチへの対処が勧告されました。平成28(2016)年には、「ハイトスピーチ解消推進法」が施行され、地方自治体も、不当な差別的言動の解決に向けた取り組みに関し、地域の実情に応じた施策を実施するよう努めることと明記されました。

【関連する市の計画・条例や法律 等】

*「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ハイトスピーチ解消推進法)」 H28(2016)-施行
※資料編掲載

*「出入国管理及び難民認定法(入管法)」 S26(1951)-施行

※主な改正の歴史

- ・1982年:戦前から日本に住む韓国人・朝鮮人・台湾人の特例永住権を認定
- ・1992年:永住者の指紋押捺廃止
- ・1999年:非永住者の指紋押捺廃止
- ・2009年:在留カードの交付
- ・2012年:外国人登録制度廃止
- ・2019年:在留資格「特定技能」の創設
- ・2024年:難民認定の申請が3回目以降の場合、「相当な理由」を示さないと本国への強制送還が可能に
(※改正前までは、難民認定の申請中は送還が認められなかった)

*地域における多文化共生推進プラン H18(2006)年 改正 R2(2020)年

*「日本語教育の推進に関する法律」 R1(2019)年 施行

*在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン R2(2020)年

*日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 R2(2020)年

*外国人との共生社会実現に向けたロードマップ R2(2020)年

*「川西市多文化共生推進指針」(市職員用) R6(2024)年策定予定 ※資料編掲載

(8) HIV感染者やエイズ患者の人権 感染症に関連する人権問題

※2022年 厚生労働省 資料

◆ 現状と課題

【HIV感染者やエイズ患者】

国内のHIV感染者とエイズ患者の新規報告件数は、**H25(2013)年をピークに以降約1,000件の横ばいで推移し、減少傾向にあります。**~~エイズ患者の新規報告件数についても以降、年間約400件の横ばいで推移しています。~~

HIV(エイズウイルス)の感染経路は限定されるうえ、その感染力も他のウイルスに比べて非常に弱いものです。したがって、エイズという病気に関する正しい知識にもとづき、日常生活を送る限りHIV感染を容易に防ぐことができます。医療技術の進歩により、感染したとしても通常の生活を送ることができるようになってきました。エイズという病気を過度に恐れることは、HIV感染者やエイズ患者への差別につながり、HIV感染者を潜在化させることになります。それはさらなるHIV感染の拡大をもたらしてしまいます。

医学的に見て不正確な知識や思いこみで、感染症患者に対する偏見や差別意識が生まれ、HIV感染者、エイズ患者の人たちは、病気がもたらす苦痛に加え、周囲からの偏見や差別などに耐えることを余儀なくされています。

【ハンセン病患者やその家族】

ハンセン病は、「らい菌」という細菌によって引き起こされる慢性の感染症の一つで、かつては「らい病」とか「らい」と呼ばれ、不治の病や遺伝病と誤解され、患者の強制隔離が行われました。主に末梢神経と皮膚が侵され感覚異常、皮膚のただれ、視力障害等の病的症状が現れますが、感染力や発病力は極めて弱いため、この病気そのもので死に至ることはありませんし、感染したとしても発病することは極めてまれです。現在では、治療法も確立され、万一発病しても後遺症も起こすことなく治癒します。

国は、平成13(2001)年、らい予防法による隔離政策は憲法違反で人権侵害だったと認め、元患者らに賠償金を支払うよう国に命じる判決があり、「ハンセン病補償法」が施行されました。平成20(2008)年には、「ハンセン病問題基本法」が制定され、ハンセン病に対する差別や偏見の解消を推し進め手まっています。

~~令和元(2019)年、熊本地方裁判所は、ハンセン病元患者の家族の訴え(ハンセン病患者に対する国の誤った隔離政策で差別を受け、さまざまな被害を被ったとして損害賠償と謝罪を求める)について、国の責任を認めました。(国は控訴せず、判決が確定)~~

しかし、長い間続いた隔離政策によって、患者や元患者の人権を侵害し、今なお偏見や差別意識がみられ、患者や元患者、家族などへの人権問題が生じています。

例えば、平成15(2003)年、ハンセン病療養所の入所者であることを理由に、ホテルの宿泊を断られるという事件が起こりました。この報道を受けて、ハンセン病療養所の入所者がいわれのない誹謗(ひぼう)や申傷を全国の人たちから受けました。

用語解説

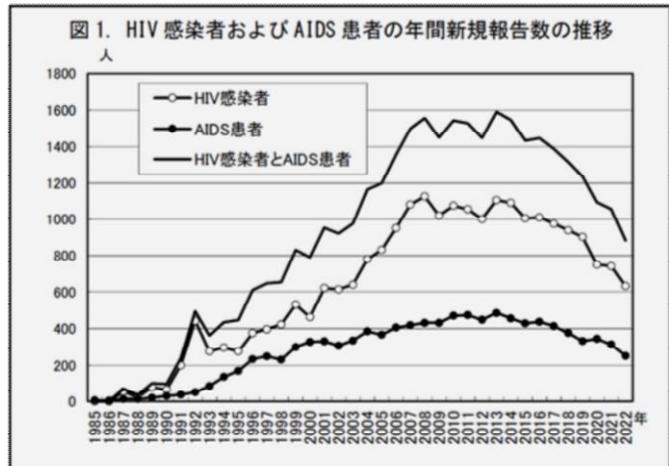
【癩・らい予防法】

昭和6(1931)年に制定され、平成8(1996)年に廃止されるまで、日本では、65年間も存続しました。

しかし、海外では、戦後まもなく、アメリカで開発されたプロミンという薬が使われるようになり、ハンセン病は治る病気になり、その後の化学療法の確立などにより隔離政策の廃止が加速していきました。(日本でも使われていきましたが、法律(隔離政策)はそのまま存続)

【国立ハンセン病療養所】

全国に13か所あり(他に私立1か所)、元ハンセン病患者だった入所者が居住するコミュニティと医療機関で構成される国立の施設群。入所者数は1950年代の約1万2,000人をピークに減少しており、令和6(2024)年5月1日時点で718人となり、平均年齢は、88.3歳です。(入所者はすでに病気が治っていますが、未だ社会にある差別や偏見のため、終の棲家として生活されています。)



トピックス

◆ハンセン病問題に係る全国的な意識調査を令和5(2023)年12月、厚生労働省が、一般の人を対象にインターネットを通じて初めて実施し、2万人あまりから回答を得ました。

調査では、ハンセン病について自分が偏見や差別の意識を持っているかどうかを尋ねたところ、「持っていると思う」が35.4%、「持っていないと思う」が64.6%でした。

また、ハンセン病の元患者や家族に対してどのような場面で抵抗を感じるかを尋ねました。「とても感じる」と「やや感じる」を合わせた抵抗を感じる人は、「近所に住むこと」で9.3%、「同じ医療機関・福祉施設に通うこと」では7.5%でした。さらに、「ホテルなどで同じ浴場を利用すること」は19.8%、「手をつなぐなど身体に触れること」には18.5%、「ハンセン病元患者の家族とあなたの家族が結婚すること」については21.8%が抵抗を感じると回答しています。

厚生労働省の検討会は、「ハンセン病への偏見差別は現存し、依然として深刻な状態にあることがうかがえた」と結論づけました。(2024.4.3 NHK ニュース)

◆ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告を受けて (国立ハンセン病資料館 館長 内田博文) ※要約

報告書によると、2割近くの人が身体に触れることに抵抗を感じると答えたほか、元患者の家族と自分の家族が結婚することに抵抗を感じると答えた人も2割以上にのぼったとされます。「ハンセン病への偏見差別は現存し、依然として深刻な状況にあることがうかがえた」と結論づけられています。

学校の授業などハンセン病問題の学習を受けた経験について質問したところ、「受けたことはない」が55.4%、「はっきりと覚えていない」が27.1%です。国の啓発活動を受けた経験では、厚労省作成のパンフレットが4.1%、法務省主催のシンポジウムが1.2%、国立資料館や療養所の資料館などの展示が4.8%にとどまり、「国の人権教育・啓発活動は市民にほとんど届いていない可能性がある」と指摘されています。

クロス集計によると、学習や啓発活動を受けた人ほど、元患者や家族に抵抗感を抱いたり、ハンセン病問題に関する誤った考え方を支持したりする傾向にあるとされています。また、年代別で比較したところ、中年層と比べて若年層や高齢層で、元患者や家族に抵抗感を抱いたり、ハンセン病問題に関する誤った考え方を支持したりする傾向にあったとされます。

報告書は「多面的な検証を早急に行う必要がある」と指摘しています。当国立ハンセン病資料館では、このような調査結果を真摯に受け止め、より実効性のある普及啓発活動に一層努めていきたいと思えます。(2024.4.4)

【新型コロナウイルス感染症】

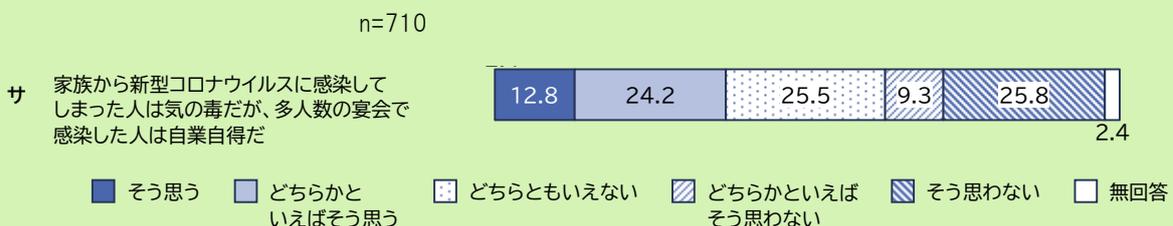
令和2(2020)年に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、感染への恐怖から感染者や医療従事者、その家族や周囲の人への差別的言動などが社会問題となりました。

これら感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や学校、職場等、社会生活のさまざまな場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。

感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



◆ 今後の方向性

●各感染症の患者の人権を尊重するという視点に立ち、正しい知識を普及するとともに、啓発を進めます。

~~HIV感染者、エイズ患者の人権を尊重するという視点に立ち、関係機関等と連携協力しながら、HIV感染者、エイズ患者に対する正しい理解と普及のための啓発を推進します。~~

●HIV感染者は、相対的に若い世代も高い傾向にあることから、学校等における健康教育の推進に努めます。

●より深い学習ができるように、引き続き「国立療養所長島愛生園(ハンセン病)」への現地学習会を企画します。

【関連する市の計画・条例や法律等】

- *「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 H11(1999)-施行
- *「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」 H11(1999)-策定
- *「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病補償法)」 H13(2001)-施行
- *「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」 H21(2009)-施行
- *「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病家族補償法)」 R1(2019)-施行
- *「~~新型インフルエンザ等対策特別措置法等を一部改正する法律~~」 R3(2021)-施行

(9) ~~ハンセン病患者や元患者(回復者)、家族の人権~~ →(8)の中へ

◆ ~~現状と課題~~

~~ハンセン病は、「らい菌」という細菌によって引き起こされる慢性の感染症の一つで、かつては「らい病」とか「らい」と呼ばれ、不治の病や遺伝病と誤解され、患者の強制隔離が行われました。主に末梢神経と皮膚が侵され感覚異常、皮膚のただれ、視力障害等の病的症状が現れますが、感染力や発病力は極めて弱いので、この病気そのもので死に至ることはありませんし、感染したとしても発病することは極めてまれです。現在では、治療法も確立され、万一発病しても後遺症も起こすことなく治癒します。~~

~~国は、平成13(2001)年、らい予防法による隔離政策は憲法違反で人権侵害だったと認め、元患者らに賠償金を支払うよう国に命じる判決があり、「ハンセン病補償法」が施行されました。~~

~~平成20(2008)年に「ハンセン病問題基本法」が制定され、ハンセン病に対する差別や偏見の解消を推すすすめています。~~

~~令和元(2019)年、熊本地方裁判所は、ハンセン病元患者の家族の訴え(ハンセン病患者に対する国の誤った隔離政策で差別を受け、さまざまな被害を被ったとして損害賠償と謝罪を求める)について、国の責任を認めました。(国は控訴せず、判決が確定)~~

~~しかし、長い間続いた隔離政策によって、患者や元患者の人権を侵害し、今なお偏見や差別意識がみられ、患者や元患者、家族などへの人権問題が生じています。~~

~~例えば、平成15(2003)年、ハンセン病療養所の入所者であることを理由に、ホテルの宿泊を断られるという事件が起きました。この報道を受けて、ハンセン病療養所の入所者がいわれのない誹謗や中傷を全国の人たちから受けました。~~

◆ ~~今後の方向性~~

●~~ハンセン病に対する正しい理解と普及のために、さまざまな機会を通じて啓発活動に取り組むことにより、ハンセン病患者や元患者などに対する偏見や差別意識の解消に努めます。~~

【関連する法律等】

- *「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病補償法)」 H13(2001)-施行
- *「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」 H21(2009)-施行
- *「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律(ハンセン病家族補償法)」 R1(2019)-施行

(9) 刑を終えて出所した人の人権

◆ 現状と課題

刑を終えて出所した人に対しては、まだまだ根強い偏見や差別意識があります。就職に際しての差別、住居等の確保の困難、悪意のあるうわさや地域社会などからの拒否的感情など、本人の努力にもかかわらず

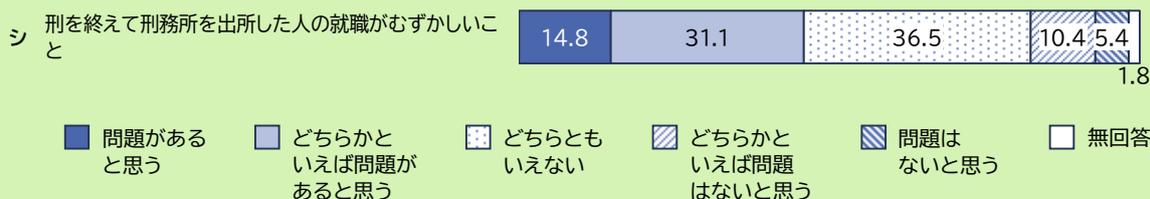
らず、更生意欲がそがれてしまうことがあり、社会復帰をめざす人にとって現実には極めて厳しい状況にあります。また、本人だけでなく、その家族や親族に関しても、地域社会や職場、学校などで差別的な扱いを受けることがあります。

刑を終えて出所した人が、真に更生し、社会の一員として円滑な生活が営むことができるようにするには、本人の強い更生意欲とともに、家族、職場、地域社会など周囲の人たちの理解と協力がが必要です。また、刑を終えて出所した高齢者や障がいのある人は、自立した生活が困難であるにもかかわらず、福祉的支援を受けられないまま孤立し、再犯に至る場合も多く、社会復帰への支援が必要です。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような行為や状態などについて、人権の観点から問題があると思いますか。

n=710



◆ 今後の方向性

●刑を終えて出所した人の更生を助けることを使命とする保護司[※]会や家庭、地域社会などと連携・協力を図り、偏見や差別意識を解消するための啓発活動に努めるとともに、人権相談などを通じ適切な対応を図ります。

用語解説

【保護司】

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えるボランティアです。保護観察官と協働して、保護観察を受けている人と面接を行い指導や助言を行ったり、刑務所等に入っている人の帰住先の生活環境を整えたりします。川西保護区では、●●名の保護司が活躍しています(令和6年●月●日現在)。

【保護観察官】

地方更生保護委員会の事務局と保護観察所に配置されている国家公務員で、心理学や教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づいて、更生保護や犯罪予防に関する仕事をを行います。

関連する市の計画・条例や法律 等

- *「更生保護事業法」H8(1996)-施行
- *「更生保護法」H20(2008)-施行
- *「再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)」H28(2016)-施行

(10) 犯罪被害者等の人権

◆ 現状と課題

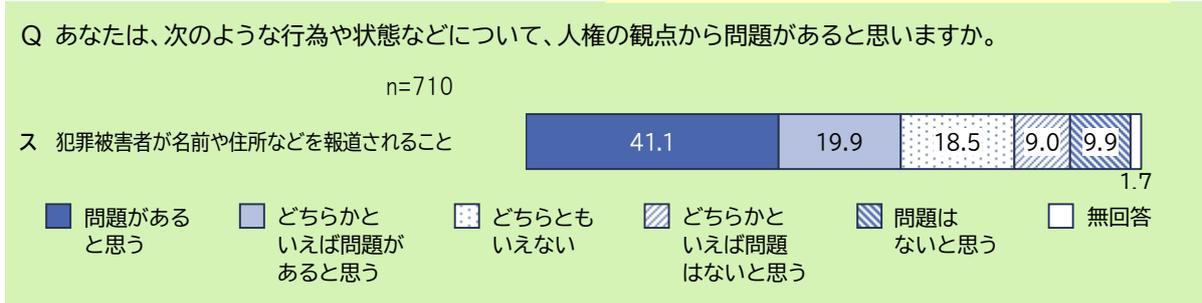
犯罪被害者とその家族をめぐる問題としては、犯罪等により犯罪被害者が直接害を被った後に、うわさや中傷、インターネットでの拡散、マスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害といった二次被害があります。

こうした状況を踏まえ、平成17(2005)年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者の権利と支援が明文化されました。また翌年には施策を推進するため、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者給付制度の拡充や刑事裁判での被害者参加制度など、さまざまな施策が実施されています。

川西市では、令和2(2020)年に、「川西市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が直面し

ているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うため、犯罪被害者等のための総合相談窓口を設置しました。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より



◆ 今後の方向性

●市は、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うため、犯罪被害者等のための総合相談窓口を設置します。また、人権相談窓口と連携しながら適切な対応に努めます。



●市は、犯罪被害者等のための総合相談窓口を通して、犯罪被害者等が直面しているさまざまな問題についての相談や必要な情報の提供及び助言を行います。また、人権相談窓口と連携しながら適切な対応に努めます。

●市は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその状況を踏まえた犯罪被害者等に対する支援の重要性並びに二次被害の発生防止のための配慮の重要性について市民等の理解の促進を図るため、広報及び啓発を行います。

●市は、令和2(2020)年4月施行の「川西市犯罪被害者等支援条例」にもとづき取り組みを推進します。

関連する市の計画・条例や法律等

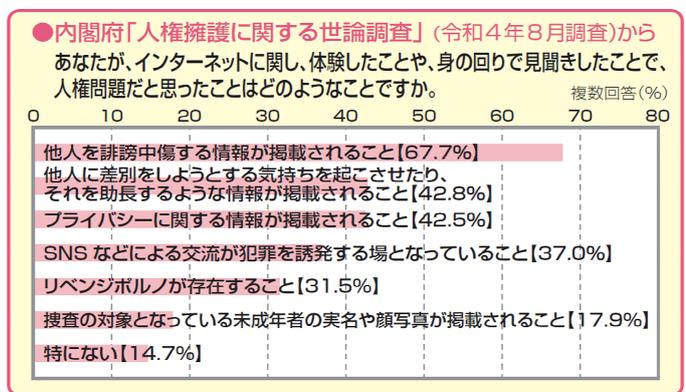
- *「犯罪被害者等基本法」平成17(2005)年 施行
- *「川西市犯罪被害者等支援条例」令和2(2020)年4月 施行

(11) インターネット等に関する人権課題

◆ 現状と課題

高度情報化社会の進展によって、利便性が高められ、豊かさがもたらされた一方で、個人情報や本人の知らないところで収集、利用されたり、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、他人への誹謗中傷、個人情報の無断掲載、差別的書き込みをされたりなど、個人の名誉やプライバシーの侵害を及ぼす等の人権問題が起っています。

国では、インターネット上での人権侵害による被害を回復するため、平成14(2002)年に「プロバイダ責任制限法」が施行され、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められました。さらに平成21(2009)年に「青少年インターネット環境整備法」が施行され、青少年を有害情報から守るために携帯電話会社等にフィルタリング(閲覧制限)サービス等の提供が義務づけられました。



~~しかしながら、インターネットやスマートフォンの急速な普及に伴い、ネット上の人権侵害は後を絶たず、フェイスブックやラインに代表されるSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)利用なども一因として、人間関係の希薄化を生み出す一方で、その悪用により、いじめや仲間はずれ、誹謗中傷などの人権問題も出てきています。~~



インターネットやスマートフォンなどの急速な普及によって、**人々の生活の利便性が大きく**高められ、豊かさがもたらされた一方で、個人情報~~が本人の知らないところで~~収集、利用されたり、匿名性や情報発信の容易さを悪用し、他人への誹謗中傷、個人情報の無断掲載、**差別的書き込みなどが行われる**など、個人の名誉やプライバシーの侵害**など**の人権問題が起っています。

その対策として、国では、インターネット上での人権侵害による被害を回復するため、平成14(2002)年に「プロバイダ責任制限法」が施行され、発信者情報の開示要求や被害者からの削除要請が認められました。さらに平成21(2009)年に「青少年インターネット環境整備法」が施行され、青少年を有害情報から守るために携帯電話会社等にフィルタリング(閲覧制限)サービス等の提供が義務づけられました。

また、本市においても、平成30(2018)年10月より、インターネット上で差別的な書き込みをモニタリング(監視)することで、**拡散防止と抑止効果を**図ることを目的とし、**重大な人権侵害や差別意識、偏見を助長するような書き込み(※川西市に關係する部落問題など)**があった場合について、**プロバイダなどに対し削除要請する「インターネットモニタリング事業」を開始しました。**

しかしながら、全国的に、特にSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)上での誹謗中傷などの人権侵害が後をたたない状況にあります。

◆ 今後の方向性

●インターネットなどによる人権侵害を、すべての人に係る人権問題として、個人のプライバシーや名誉に関する正しい知識と理解を深めるための教育・啓発を推進します。

●情報収集や発信における個人の責任や情報モラルなどについても知識と理解を深めていく教育・啓発活動を**進**ずるとともに、学校等においても自他を大切に**する**情報モラルの育成に努めます。

●~~インターネット上で差別的な書き込みをモニタリング(監視)することで、拡散防止と抑止効果を~~図ることを目的とし、~~重大な人権侵害や差別意識、偏見を助長するような書き込みがあった場合について、プロバイダなどに対し削除要請する「インターネット・モニタリング制度事業」については、引き続き兵庫県や法務局等関係機関と連携を~~図りながら**実施**します。~~全国的な動向も踏まえながら、より効果的な手法を検討していきます。~~ ➡※「部落差別に関する人権課題」

用語解説

※【リベンジポルノ】…一般的に彼氏や彼女に振られた腹いせに、交際時に撮影したプライベートな写真や動画をインターネットなどを通じて不特定多数に配布、公開する行為のこと。

関連する市の計画・条例や法律等

*「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイタ責任制限法) H14(2002)-施行

*「特定電気通信による情報流通で発生する権利侵害等対処法」、通称名「情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法) R6(2024)-施行

*「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット利用環境整備法)」 H21(2009)-施行

(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権

◆ 現状と課題

1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局による日本人拉致が多発しました。現在、日本政府は17人の人を拉致被害者として認定しています。このうち兵庫県関係者は2人で、ほかにも北朝鮮当局により拉致された可能性を排除できない人たちがいます。

拉致問題は、国民の生命と安全に関わる重大な人権の侵害であり、国は北朝鮮に対し、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、すべての被害者の安全確保、即時帰国及び真相究明等を強く要求してきました。北朝鮮は平成14(2002)年9月に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、他の被害者については、未だ北朝鮮当局からの問題の解決に向けた具体的行動はありません。

このような状況に対し、平成18(2006)年に「北朝鮮人権侵害対処法」が施行されるとともに、国及び地方公共団体の責務として、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めることとし、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としました。

令和4(2022)年1月には、本市において、拉致問題啓発舞台劇『めぐみへの誓い—奪還—』を国、県、川西市の共催で開催し、啓発を進めました。

◆ 今後の方向性

●この問題についての関心と認識を深めていくために、同法の趣旨にもとづき、国・県など関係機関との連携の中で啓発活動に努めます。

●啓発活動は、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に推進します。

関連する市の計画・条例や法律 等

*「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律(北朝鮮人権侵害対処法)」 H18(2006)-施行

(13) 生活困窮者等の人権

◆ 現状と課題

生活困窮者※には、病気で働けない、引きこもり、負債を抱えているなど複合的な課題を抱え、社会とのつながりが薄れ、孤立している状況があります。

平成27(2015)年には、「生活困窮者自立支援法」が施行され、自立支援の施策も実施されています。

本市では、相談窓口を設置し、生活保護に至る前に自立に向けた包括的な支援を行います。支援にあたっては、本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立等、本人の状態に応じた自立を支援します。

また、気軽に相談できる体制づくりとして、「くらしとしごとの応援LINE相談」を実施しています。

用語解説

※【生活困窮者】…就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

【ホームレス※の人権】

倒産や失業などの経済・雇用状況を含む社会的背景やさまざまな理由により、自立の意思がありながら路上等の生活などを余儀なくされている人たちが都市部を中心に存在しています。路上等生活の長期化は心身ともに病弊させ、再起が一層難しくなっています。

そのような中で、住民から嫌がらせや暴行を受けるなどの人権侵害も発生しています。

国では、平成14(2002)年に「ホームレス自立支援法」が制定され、翌年「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が決定されるなど、対策が講じられるようになりました。

用語解説

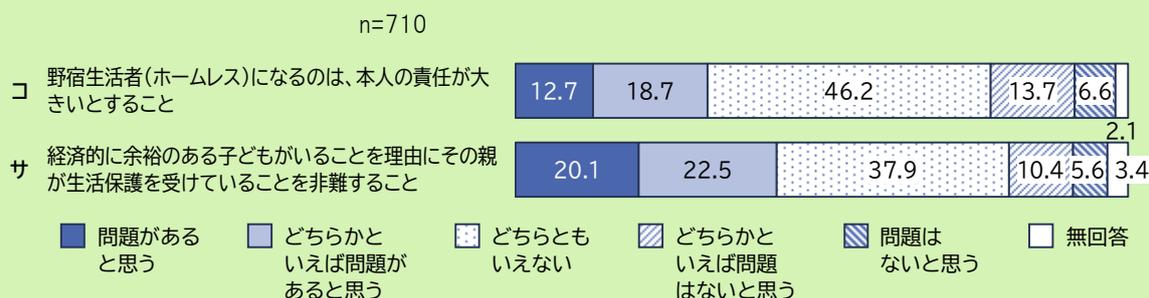
※【ホームレス】…都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者

【生活保護受給者の人権】

生活困窮者が、憲法や法律で定められた最後のセーフティネットでもある「生活保護制度※」を正当に利用することになった場合も、自己責任論などにより、利用者が非難・中傷を受けるなど、人権が軽視され、生きづらい社会となっています。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。



用語解説

※【生活保護制度】…資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度

◇憲法第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

◆ 今後の方向性

●これまでの高齢者、障が者、子ども、生活困窮者などの対象者別福祉はこれまでどおり実施しながら、それぞれの縦割りを脱して重層的に支援を重ねあいながら、その人や家族の生活に関するさまざまな課題に対して、包括的に支援していく体制を整えていく「重層的支援体制整備事業」を実施します。

●法律等にもとづき、生活困窮に至った方の尊厳の確保に配慮しつつ、経済的自立、社会生活の自立、日常生活の自立に向けた支援を行います。

●ホームレスや生活保護受給者を含む生活困窮者への偏見や差別意識の解消に向けた人権啓発や職員に対する人権研修を進めます。

関連する市の計画・条例や法律等

*「生活保護法」 S25(1950)-施行

*「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(ホームレス自立支援特別措置法)」 H14(2002)-施行

*「生活困窮者自立支援法」 H27(2015)-施行

(14) セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の人権

◆ 現状と課題

「この世の中には女と男の2つの性別しかなく、人は女に生まれれば、だれもが自分は女であるという自覚を持って成長し、異性である男を好きになる。同様に、男に生まれれば、だれもが自分は男であるという自覚を持って成長し、女を好きになる」。

私たちの社会は、これが「当たり前」で、「普通」であると考えてきました。こうした「当たり前」「普通」からはずれているとみなされた人たちをセクシュアル・マイノリティ(セクマイ)といい、具体的には、女性同性愛者(レズビアン)、男性同性愛者(ゲイ)、恋愛感情や性的欲求が男女(両性)に対してある両性愛者(バイセクシュアル)、他者に対して恋愛感情や性的欲求を抱かないアセクシュアル、そして、性自認にかかわるトランスジェンダー^{*}、自分の性的指向や性自認がどのようなものであるのか、よくわからない、悩んでいる、迷っている、そして意図的にまだ決めていないというクエスチョニングと呼ばれる人たちなどがいます。

海外では、同性どうしの結婚を認める国が増え、国内でもセクシュアル・マイノリティであることをカミングアウト(公表)する人が出てきたりするなど、セクシュアル・マイノリティが少しずつ社会に認知されるようになってきました。しかし、日本では依然としてセクシュアル・マイノリティに対する誤解や偏見は根強く、日常生活においてさまざまな困難や不利益に直面しているセクシュアル・マイノリティが非常に多くいます。とりわけ、自分がセクシュアル・マイノリティであると気づいた小中学生は、正しい知識や情報を持たず、だれにも相談できないまま、セクシュアル・マイノリティである自分を受け入れることができずに、一人で悩み続けるというケースが多くあります。

~~トランスジェンダーのうち、外科的措置によって身体の性を心の性に一致させた人たちについては、一定の条件を満たす場合に戸籍の性別記載を変更することを認める「性同一性障害者特例法」が平成16(2004)年に施行されました。しかし、性別変更のための条件が厳しいとの批判があり、特例法は一部改正されましたが、性別適合手術を条件としているなどの問題が指摘されています。~~

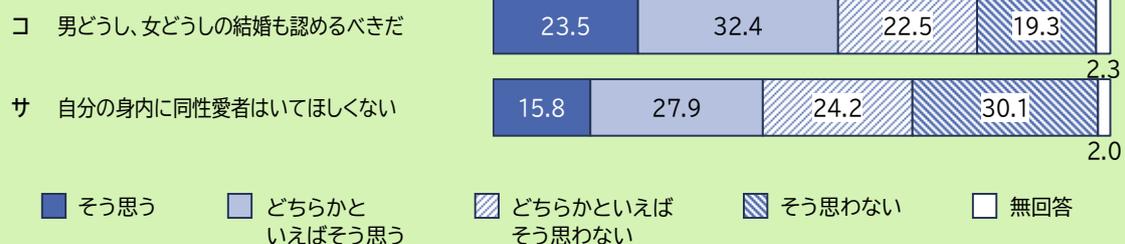
そのような中で、ようやく、令和5(2023)年6月に「性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進することを目的とした法律(通称:LGBT理解増進法)ができました。しかし、法律の内容は理念法にとどまり、国としての具体的な差別解消への取り組みなどは明記されず、不十分なものとなっています。

本市では、具体的な取り組みとして、啓発活動だけではなく、全国に拡がりをみせています「パートナーシップ宣誓制度」^{*}を令和2(2020)年8月に導入しました。その後、令和3(2021)年4月には、同様の制度を実施している阪神7市1町と「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定」を締結し、続いて、令和6(2024)年4月には県域を越え、大阪府、京都府の制度実施自治体と「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」を構築しました。なお、この制度は、東京都渋谷区、同世田谷区が平成27(2015)年に初めて導入しました。

2023年 川西市「人権問題に関する市民意識調査」結果報告書より

Q あなたは、次のような意見や考え方について、どう思いますか。

n=710



◆ 今後の方向性

●本市では、セクシュアル・マイノリティの人権擁護の観点から、平成16(2004)年度と平成22(2010)年度に各種申請書等の公文書について、不必要な性別記載欄を削除していますが、令和元(2019)年「公文書における性別記載欄の見直しに関する指針」*を策定し、改めて不必要な性別記載欄を削除しています。特に、戸籍上の性別と見かけの性が異なることで、手続きの際に再確認されるなど、精神的な苦痛を受けることがあるという問題を市職員は認識し、不適切な対応をしないように十分留意していきます。

●日常生活においてセクシュアル・マイノリティがかかえる困難や不利益が人権問題に他ならないことを認識し、それらの困難や不利益をなくす対応の一つとして導入した~~「**パートナー**」~~としての~~「**証明書**」~~を発行する~~「**パートナーシップ宣誓制度**」~~*の導入に向けて検討します。

「パートナーシップ宣誓制度」を含め、性についての多様なあり方を理解し、多様な個々の生き方を尊重し合える人権教育、人権啓発を推進します。また、パートナーシップ宣誓制度の対象範囲を広げた「ファミリーシップ制度」の実施を検討していきます。

●学校においては、小中学校のクラスに必ずセクシュアル・マイノリティの児童~~や~~生徒がいて、孤立し、悩んでいることを前提とした性教育に取り組むとともに、その親の世代に対する人権啓発に努めます。

また、平成28(2016)年文部科学省発出の「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」や、**令和5(2023)年に子ども施策を総合的に推進することを目的として制定された「こども基本法」**にもとづいた対応に努めます。

●**令和5(2023)年に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(LGBT理解増進法)が公布、施行されました。同法にもとづき、セクシュアル・マイノリティの児童や生徒だけでなくすべての市民に、「性的マイノリティ」は特別な人ではなく、「そもそも人の性や価値観は多様である」ことを基本に啓発していきます。**

●川西市総合センターで実施している「セクシュアル・マイノリティ相談会」においては、だれにも相談できずに一人で悩み続けているセクシュアル・マイノリティが多いことを認識し、**同相談会の情報を広く発信するとともに、相談に行きやすい相談窓口の体制を整えていきます。**

用語解説

※【トランスジェンダー】…トランスジェンダーとは、身体づくりからみた身体の性(生物学的な性)と心の性(性自認=自分は女である、自分は男であるという意識と、その意識にもとづいた言動の一貫性・持続性)が一致していないために持続的な違和感・不快感を持つ人たちをいいます。身体の性と心の性のズレは、トランスジェンダー個人によってさまざま、外科的な措置によって、身体の性を心の性に一致させたいと望む人や、一致させた人もいますが、トランスジェンダーすべてが外科的な措置を望んでいるわけではありません。なお、性同一性障害ということばは、身体の性と心の性が一致していないことによって生じる違和感・不快感といった症状を示す診断名で、日本精神神経学会は、平成26(2014)年にこの診断名を「性別違和」に改めました。

※【パートナーシップ宣誓制度】…婚姻と同等の法律上の効果があることを証明するものではないが、日常生活において相互に協力し合い、継続的に共同生活を行う人生のパートナーと約束した一方または双方が、セクシュアル・マイノリティである2人に対して、地方自治体がパートナーシップの証明書を発行するもの。平成27(2015)年以降東京都渋谷区、同世田谷区の取り組みを皮切りに、セクシュアル・マイノリティの生きづらさの解消を図るため、配偶者に準じるものとして知遇しようとする民間企業や、「パートナーシップ宣誓制度」を導入する地方自治体が増えてきました。兵庫県では、空塚市が平成28(2016)年6月、三田市が令和元(2019)年10月、尼崎市が令和2(2020)年1月に導入しています。

※【性的指向】…恋愛感情または性的感情の対象となる性別についての思考です。人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているのかを示す概念です。そして、性の指向は人によって様々ではありません。

※【ジェンダーアイデンティティ】…自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。本人が自分のことを男性的、女性的、それ以外(ジェンダーキア、ノンバイナリー、アジェンダーと呼ばれることもあります)のどれに該当すると認識しているかを表す用語で、「それ以外」としては、男性と女性の中間、組合せ、どちらでもない、頻繁に入れ替わるなどの場合があります。

※【性自認】…性自認とは、自分の性別をどのように認識しているかを示す概念で「心の性」ともいいます。身体は男性で、自分を女性と認識している人、身体は女性で、自分を男性と認識している人、男性、女性どちらにも当てはまらないと感じている人もいます。自分の性別をどのように認識するかは人それぞれ違います。多くの人は「身体の性」と「心の性」が一致していますが、「身体の性」と「心の性」が一致しないことにより違和感を覚えたり、手術を通じて「身体の性」と「心の性」の適合を望んだりすることもあります。

トピックス

★性別変更の手術要件めぐり 特例法の規定は憲法違反 最高裁

令和5(2023)年10月、最高裁大法廷は、「性同一性障害者特例法」(平成16(2004)年 施行)における「生殖能力をなくす手術の要件」は憲法違反で無効の判決を下しました。一方、変更後の性別に似た外観を備える手術の要件については審理を尽くしていないとして、高等裁判所で審理をやり直すよう命じました。憲法違反の判断は、裁判官15人全員一致の意見。

令和6(2024)年7月、広島高等裁判所は、性同一性障害と診断され、手術を受けずに戸籍上の性別を男性から女性に変更するよう申し立てた当事者に対し、変更を認める判決を下しました。これまで戸籍上の性別を変更するには外観を似せるための手術が必要だとされていましたが裁判所は「手術が常に必要ならば憲法違反の疑いがある」と指摘しました。

★「性同一性障害」は「性別違和」に、さらに「性別不合」へ

今日、「性同一性障害」はすっかり知られる言葉となりました。日本では2003年「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」(特例法)が成立しました。ただ、「性同一性障害」という言葉は、病人であるとのイメージが強く、当初から欧米では不人気で批判の対象でした。

精神疾患に関わる疾病分類は、世界で代表される2つが知られており、米国精神医学会と世界保健機構 WHO があり、2013年に米国精神医学会では、「性同一性障害」の病名は「性別違和」に変更になり、さらに2019年にWHOでは、「性別不合:Gender Incongruence」に変更され、同時に精神疾患からも除外されました。

日本においては、「性別不合に関する診断と治療のガイドライン(第5版)」に名称と同時に改定しました。

関連する市の計画・条例や法律 等

*「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律(性同一性障害者特例法)」 H16(2004)-施行

*「こども基本法」 R5(2023)4月-施行

*「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(通称:LGBT理解増進法) R5(2023)年6月-施行 ※資料編掲載

(15) 自死(自殺)者とその家族の人権

◆ 現状と課題

川西市の自殺者数は令和2(2020)年以降増加しており、令和4(2022)年には過去5年間で最も高い36人となっています。年齢別にみると、60歳未満及び60歳以上でともに増加傾向となっており、特に60歳未満については、令和4(2022)年には22人と平成30(2018)年の3倍近い人数となっています。日本の自殺者数は、平成16(2004)年の約3万4千人をピークに減少傾向にありますが、未だ毎年多くの「いのち」が自死(自殺)によって失われており、さらなる自殺対策が必要です。

自死(自殺)は、その多くがさまざまな社会的要因からの悩みが原因で追い詰められた末の死であり、「誰にでも起こりうる危機」と言えます。そのために、自殺対策は、保健・医療・福祉・教育・労働、その他関連施策が有機的に連携し、行政だけでなく、社会生活におけるさまざまな関係機関との力を合わせた取り組みが必要不可欠です。

また、同時にこの問題は、自死(自殺)者の家族も、自責の念や社会からの偏見などに苦しめられるという二次的な問題も起こっています。

こうした中で、市では、誰もが自分らしく住み続けられる地域共生社会の実現~~生き心地のよいまちの実現~~をめざして、令和6(2024)年に川西市地域福祉計画~~令和元(2019)年に「川西市自殺対策計画」~~を策定し、その中で自殺対策についての計画を定めました。

※自死、自殺の使い分けは、「自死・自殺の表現に関するガイドライン」(全国自死遺族総合支援センター)による。

◆ 今後の方向性

- 「川西市地域福祉計画~~自殺対策計画~~」にもとづいて、自殺対策に関する施策を推進します。
- 自死(自殺)者家族の人権問題について、市民啓発や人権学習を実施していきます。

- *「自殺対策基本法」H18(2006)-施行
- *「川西市自殺対策計画」R1(2019)-策定
- *「川西市地域福祉計画」

(16) 職場等における人権課題

◆ 現状と課題

全国的な職場に関する人権課題としては、~~いわゆる「ブラック企業」と呼ばれる会社などでの違法な長時間労働の問題や障がい者雇用の問題、さまざまな「ハラスメント」などの課題があります。~~ハラスメントについては、「セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)」や「パワー・ハラスメント(パワハラ)」などはよく認識されてきていますが、近年では、「マタニティ・ハラスメント(マタハラ[※])」や「パタニティ・ハラスメント(パタハラ[※])」、「モラルハラスメント(モラハラ[※])」、「**カスタマー・ハラスメント(カスハラ[※])**」なども問題になっています。

これらにより、**従業員は**、結果的に不本意な退職に追い込まれたり、精神的な病気を患ったりして休職を余儀なくされたり、最悪は自らの命を絶ってしまうという働く者にとって厳しい環境が生まれています。

令和元(2019)年~~6~~月には、「労働施策総合推進法」「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「女性活躍推進法」「労働者派遣法」の5つの法律の**改正が公布(施行は、公布後十年以内の政令で定める日)**され、パワハラ防止対策が事業主の義務**となったり**、セクハラやマタハラの防止対策**なども強化されてきています。**

その中で市では、**ハラスメントのない職場づくりに向けた「職員ハラスメント防止指針」を令和2年に策定し、職員が互いに尊重し合える、安全で快適な職場づくりに努めています。**

◆ 今後の方向性

●市では、人事部門や人権部門が中心となり、人権研修などを推進し、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めます。

●市では、「**職員ハラスメント防止指針**」に基づき、**引き続き、職員に周知を図るとともに、より安全で快適な職場づくりを進めていきます。**

●**市内企業の従業員向けの企業については、川西市企業人権問題啓発推進協議会と連携して、人権研修を推進します。**

用語解説

※【マタハラ】妊娠、出産に伴う就業制限や育児休暇により業務上の支障をきたすという理由で精神的・肉体的にいやがらせを行うこと。

※【パタハラ】男性社員の育児休業制度等の利用に関して、業務上の支障をきたすという理由で取得を拒んだり、降格させるなど精神的・肉体的にいやがらせしたりすること。

※【モラハラ】肉体的ではなく、言葉や態度等によって精神的に継続的ないやがらせを行うこと。

※【カスハラ】顧客などからのクレーム・言動のうち、特に悪質で労働者の就業環境が害されるほどの行為のこと。事業者は、社外の人から受けるカスハラに対しても、対策を講じる必要があります。

- *「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(労働施策総合推進法)」S41(1966)-施行

(17) 震災等の災害に起因すると人権問題

◆ 現状と課題

近年の大災害では、川西市でも被害があった H7(1995)年1月の阪神・淡路大震災、H23(2011)年3月の東日本大震災、H28(2016)年の熊本地震、H29(2017)年、九州北部豪雨、H3(2018)年、西日本豪雨と大阪北部地震などがあり、まさしく災害大国日本となっています。

その中でも特に国内観測史上最大の津波の発生により、多くのいのちを奪い、壊滅的な被害をもたらした東日本大震災では、福島第一原子力発電所事故も同時に発生し、周辺住民に避難指示が出されるなど、未だに多くの住民が避難生活を余儀なくされ、復興にはほど遠い状況にあります。

このようなさまざまな被災の中で、被災者における人権問題が少なからず惹起しています。中でも高齢者、障がいのある人、女性、子ども、性的少数者、外国人などへの人権的な配慮不足(避難時や避難所運営などで)や、福島第一原子力発電所事故では放射能汚染等における被災地、被災者への風評被害や差別などが大きな問題となっています。

◆ 今後の方向性

- 地域防災計画作成(改正)時には、人権的視点に注意しながら作成していきます。
- 放射能汚染差別などの人権侵害については、人権啓発を行います。

コラム

※東日本大震災における福島原発事故に伴う 放射能汚染差別(フクシマ差別)

福島原発による放射能漏れでは、放射能の人的影響や農業・漁業など産業への被害など問題、また福島出身、福島ナンバーの車という理由だけで拒否されたり、遠ざけられたり、偏見の目で見られるという、いわゆる「フクシマ差別」といったものも生じています。

そのため、放射能被害から逃れて県外に避難しても、福島から来たということを隠しながら生活をせざるを得ないという非常に悲しい現実があります。またその一方で、どこへも避難することができず、仕方なくその土地に滞在し続けている人がいることも事実として受け止めなければなりません。

原発事故によってある日突然、差別的に扱われ、昨日まで当たり前のように持っていた権利が侵害されるという構造は、戦後の広島、長崎における「被爆者」に対する差別問題と、この原発の事故による被害者への差別問題は、残念ながら戦後79年を経た現在でも根底は共通していると言わざるを得ません。

関連する市の計画・条例や法律 等

- * 災害対策基本法 1962(S37)年-施行
- * 川西市地域防災計画 ※毎年度

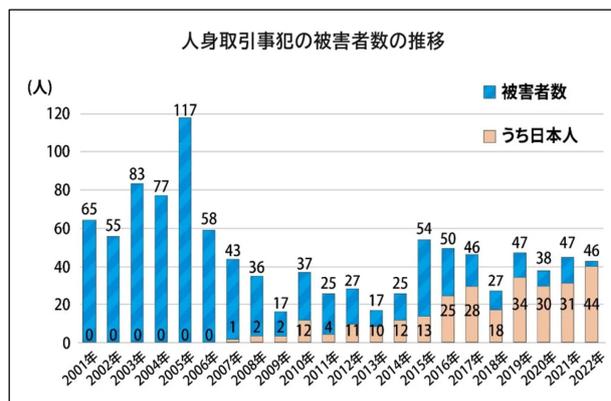
(18) 多様なその他の人権課題

【人身取引に関する人権問題】

人身取引(性的サービスや労働の強要等)とは、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの手段を用いて、支配下に置かれたり、引き渡されたりして、売春や性的サービス、労働などを強要される犯罪であり、重大な人権侵害です。この日本でも発生しています。

関連する市の計画・条例や法律 等

- * 「人身取引対策行動計画 2022」 R4(2022)年 政府



※内閣官房「人身取引(性的サービスや労働の強要等)対策に関する取組について(年次報告 2022年)

【婚外子に関する人権問題】

日本では、平成25(2013)年によく婚外子の相続差別はなくなりましたが、先進諸国では、すでに、法律から嫡出概念を廃止し、婚外子と婚内子の区別自体をなくしていました。(法律から親の婚姻の有無によって子どもを区別する言葉がなくなった)。日本では、未だ法律上の区別があるだけでなく、婚外子を「嫡出でない子(正統でない子)」という差別的な呼称で呼んでいます。

トピックス

平成25(2013)年9月……結婚していない男女間に生まれた婚外子(非嫡出子)の相続分を法律婚の子(嫡出子)の半分とする民法の規定(900条)を巡る裁判で、最高裁大法廷は、規定は法の下での平等を定めた憲法に違反し無効だとする決定を下した。裁判官14人全員一致の判断で、規定を合憲とした平成7(1995)年の判例を見直した。

平成25(2013)年の違憲決定でようやく相続差別を廃止した日本は、この時点の世界で、婚外子の相続差別を残す国は、フィリピン、インドなどごくわずかでした。

【ひとり親家庭に関する人権問題】

ひとり親家庭の人権課題としては、母子家庭(シングルマザー)の貧困問題や偏見、それに伴う「子どもの貧困問題」などがあります。

また、同じ母子家庭でも、「未婚」のひとり親家庭については、より社会からの偏見や差別(制度的も含む)を受けるなど厳しい環境にあります。

下記のように、令和2(2020)年によく税制上の差別的扱いがなくなりました。

用語解説

《「ひとり親控除」とは…》

令和2(2020)年に創設された所得控除です。シングルマザー・シングルファザーの生活難という社会問題を受け、税制面から生活難を支援するために創設された制度です。申告者本人が合計所得金額500万円以下のひとり親であり、一定の要件に該当する場合には、その年の総所得金額等から35万円が控除されます。

母子家庭には特別な控除として「寡婦控除」が設けられていましたが、同様の立場にある父子家庭に対する「寡夫控除」については、適用要件などに差がありました。しかし男女平等の観点からすれば、このような差があるべきではないということで、寡婦(寡夫)控除の適用要件と控除額について見直されることになりました。

また、未婚のひとり親については、寡婦(寡夫)に該当しないことから、今まで「寡婦(夫)控除」が適用されませんでした。この点も見直されることになり、結婚せずに生まれた子を持つひとり親家庭についても、所得税における税制上の措置が必要であるという観点から、寡婦(夫)控除について見直されました。

※こども家庭庁

ひとり親家庭の主要統計データ(令和3年度全国ひとり親世帯等調査の概要)

	母子世帯	父子世帯	
1 世帯数	1 1 9 . 5 万世帯 (1 2 3 . 2 万世帯)	1 4 . 9 万世帯 (1 8 . 7 万世帯)	
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 7 9 . 5 % (7 9 . 5 %) [7 9 . 6 %]	離婚 6 9 . 7 % (7 5 . 6 %) [7 0 . 3 %]	
	死別 5 . 3 % (8 . 0 %) [5 . 3 %]	死別 2 1 . 3 % (1 9 . 0 %) [2 1 . 1 %]	
3 就業状況	8 6 . 3 % (8 1 . 8 %) [8 6 . 3 %]	8 8 . 1 % (8 5 . 4 %) [8 8 . 2 %]	
	就業者のうち 正規の職員・従業員	4 8 . 8 % (4 4 . 2 %) [4 9 . 0 %]	6 9 . 9 % (6 8 . 2 %) [7 0 . 5 %]
	うち 自営業	5 . 0 % (3 . 4 %) [4 . 8 %]	1 4 . 8 % (1 8 . 2 %) [1 4 . 5 %]
	うち パート・アルバイト等	3 8 . 8 % (4 3 . 8 %) [3 8 . 7 %]	4 . 9 % (6 . 4 %) [4 . 6 %]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	2 7 2 万円 (2 4 3 万円) [2 7 3 万円]	5 1 8 万円 (4 2 0 万円) [5 1 4 万円]	
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	2 3 6 万円 (2 0 0 万円) [2 3 6 万円]	4 9 6 万円 (3 9 8 万円) [4 9 2 万円]	
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	3 7 3 万円 (3 4 8 万円) [3 7 5 万円]	6 0 6 万円 (5 7 3 万円) [6 0 5 万円]	

※令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果の構成割合との比較には留意が必要。

※()内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は無本県を除いたものである)

※[]内の値は、今回調査結果の実数値を表している。

※「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

【ユニークフェイスの人(見た目問題)に関する人権問題】

「ユニークフェイス」・「見た目問題」とは、見た目問題という言葉から、いわゆる容姿の美醜や、ファッションに関することを想像する人も多いかもしれません。しかし、ここでいう見た目問題とは、生まれつきアザや形成不全、あるいは事故によるやけどや傷のあとがあるなど、顔を中心とした「見た目」に症状のある人たちが、社会で直面するさまざまな人権問題のことを言います。

日本における「見た目問題」の当事者は約80万～100万人と考えられています。彼らの多くが学校でいじめられたり、就職や結婚で差別されるなど、生きていく上でのさまざまな困難に日々直面しています。

※平成19(2007)年 藤井輝明さん(ユニークフェイス当事者)の講演会開催

用語解説

《ルッキズム》

…とは外見のみを重視して人を判断したり、容貌や容姿を理由に差別的な扱いをしたりすること。外見を意味する「Looks(ルックス)」と、主義を意味する「ism(イズム)」を組み合わせた言葉で、日本語では「外見至上主義」と訳されることが多い。

1970年頃、アメリカを中心として始まった肥満差別の廃絶を訴えるファット・アクセプタンス運動のなかで生まれた言葉とされている。

【社会的引きこもりの人たちにに関する人権問題】

「ひきこもり」とは、仕事をしていない、学校に行っていない、自宅にこもっている、人とのつながりががない、という状況が、長期(数か月)にわたり、続いている状態のことを言います。

社会問題としてのひきこもりは心に傷を負い、対人交流を避け、身を守っている状態です。ひきこもりそれ自体より、ひきこもりによって生じる生活困難が課題になります。

その要因は、対人関係や進学悩み、就労の困難さ、生活困窮などさまざまで、複数の要因が絡み合っている場合も多く、年齢や状況によっても多岐に渡っていますが、本人や家族が自分たちの責任と考え、社会的に孤立する傾向にあります。

近年は、80代の親が自宅にひきこもる50代の子どもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰ってしまう「8050問題」が大きな社会問題となっています。

用語解説

《「ひきこもり」と「ニート」のちがいは》

…ひきこもりは、社会的参加(就学、就労、家庭外での交遊など)を回避し、6ヶ月以上にわたって家庭内にとどまっている状態を指しますが、ニートは社会的参加はあるものの、働いていない(働く意思がない、働けない事情がある)状態を指します。

《引き出し屋》

…引き出し屋とは、ひきこもりの自立支援を謳う業者の中で悪質なものを指します。一応家族からの依頼は受けているものの、当事者には予告なく訪れ同意なく連れ出し、自身の施設に入所させるのが主な手法で、大抵は家族から契約料として莫大な金額を請求します。

関連する市の計画・条例や法律等

*「川西市子ども・若者未来計画」

*「川西市地域福祉計画」

※令和元(2019)年度 人権講座(学校)でテーマ化し開催

【病気などに関する人権問題】 ※感染症関係は別項

●水俣病(患者)

…チッソ水俣工場からの排水にメチル水銀が含まれていたために、近くの海域で採れた汚染された魚介類を、長い間たくさん食べたことが原因となって発生した中毒症のことで、伝染病・遺伝病・風土病ではありません。

しかし、発生当時、病気の原因がよくわからなかったため、伝染する病だとか奇病だとまわりから言われ、当人はもとより家族等も含め偏見や厳しい差別などを受けました。その後、原因が工場排水であったことが解明されましたが、残念ながら現在に至るも、水俣地域の住民に対する差別発言や中傷電話があるなど、被害者や地域に対する偏見や差別は解消され

ていません。〈1956年患者の発生公式確認 1968年 国が原因はチッソ水俣工場の排水と認定〉

同様に、「新潟水俣病」も発生しています。また、水俣病の健康被害を訴える人とその認定問題は2020年代においても継続中です。

トピックス

*平成16(2004)年、最高裁は関西訴訟に対する判決で、水俣病の被害拡大について、排水規制など十分な防止策を怠ったとして、国および熊本県の責任を認め、チッソなどに600万～850万円の賠償の支払いを命じた。

関連する市の計画・条例や法律 等

*「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」 H21(2009)年-施行

●原爆症(患者)

…戦後79年以上経ついても、原爆症(原子爆弾による熱線・爆風・放射線が人に与える障害)で苦しんでおられる人はいます。

また、当時から放射能への無知と偏見によって被爆者への厳しい差別もありました。現在においても健康への不安とともに、平成23(2011)年に起こった東日本大震災に伴う原発事故による放射能汚染で、避難者への差別(放射能がうつる等)*がみられたように、未だ被爆者への差別意識が完全には解消されていません。

※「18 災害と人権」の項 参照

●化学物質過敏症(患者)

…化学物質過敏症は、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤などの日常生活で私たちが何気なく使用しているものに含まれる化学物質に接触することで、頭痛や倦怠感、不眠など多岐にわたる症状があらわれる疾患です。重症になると、仕事や家事が出来ない、学校へ行けない…など、通常の生活さえ営めなくなる、極めて深刻な“環境病”です。

戦後、急激に増えた花粉症も“環境病”の一つだと言えます。杉などが多い山村よりも、車の排気ガスなどで汚染された都市の方が、患者が多いと言われています。たとえば、ディーゼル排気粒子は、IgE抗体を増やす作用などがあります(国立環境研究所のホームページ)。

昨年まではまったく異常がなかったのに、ある年を境に突然発症する花粉症。化学物質過敏症もこれと同じように、誰でも突然、発症者になるかもしれません。

※体調不良の原因がつかみにくい特性があるため、周囲(家族も含め)の無理解を招き、それらにより当事者は「孤独」などにも苦しまれることが多々あります。

◆ 今後の方向性

このような人権問題を含め、社会・経済情勢の変化や貧困問題等により新たに生じる課題を的確に認識し、具体的に対応するとともに、市民一人ひとりがすべての人を個人として尊重し、ひいては社会の構成員として共に支え合い、多様性を認め合う共生社会をつくることが重要との観点から、今後も人権教育・人権啓発を推進します。